#### 議事日程第3号

令和元年6月19日(水)

第1 市政に対する質問

佐々木 克 広

古仲清尚

佐 藤 巳次郎

佐 藤 誠

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(18人)

1番 中田謙  $\equiv$ 2番 笹 川 圭 光 3番 畠 山 富 勝 5番 佐々木 克 広 4番 伊 藤宗 就 鈴 木 元章 6番 7番 船 木 正 博 8番 佐 藤 巳次郎 9番 小 松 穂 積 優 子 10番 佐 藤 誠 11番 中  $\mathbb{H}$ 敏 彦 12番 進藤 13番 14番 米 谷 勝 15番 三浦 利 通 船 橋 金 弘 16番 安 田 健次郎 17番 古 仲 清 尚 18番 吉 田 清 孝

### 欠席議員(なし)

### 議会事務局職員出席者

事 務局 長 畠 山 隆 之 副事務局長 谷 一 徳 岩 長 補 佐  $\equiv$ 大 作 局 浦 席 吉田 平 主 主査

### 地方自治法第121条による出席者

市 長 菅 原 広 二 副 市 長 船 木 道 晴

総務企画部長 教 育 長 栗 森 貢 柏 崎 潤 観光文化スホ。一ツ部長 市民福祉部長 信 誠 Ш  $\mathbb{H}$ 政 藤 原 産業建設部長 佐 藤 透 教 育 次 長 Ħ 黒 雪 子 企 業 局 長 八 端 隆 公 企画政策課長 伊 藤 徹 務 佐 代 総 課 長 健 財 政 課 鈴 木 長 藤 静 祉 課 志 務 税 課 長 原 章 福 長 小澤田 菅 \_\_ 生活環境課長 伊 藤 文 興 観 光 課 長 三 浦 孝 男鹿まるごと売込課長 智 農林水産課長 湊 志 武  $\mathbb{H}$ 誠 会計管理者 病院事務局長 村 力 原 長 田 菅 学校教育課長 加 藤 和 彦 監查事務局長 高 桑 淳 上下水道課長 企業局管理課長 太  $\mathbb{H}$ 穣 真 壁 孝 彦 (総務課長併任) 農委事務局長 選管事務局長 (農林水產課長併任)

#### 午前10時00分 開 議

○議長(吉田清孝君) おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。菅原市 長

## 【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 皆さん、おはようございます。

昨日、午後10時22分ごろ、山形県沖を震源とするマグニチュード6.7の地震発生により、本市では震度4を観測したことから、同日午後10時34分に男鹿市災害対策警戒部を設置いたしました。

地震発生後、大きな揺れが到達する前にJアラートシステムの自動起動により、防 災行政無線で緊急地震速報を放送したほか、市ホームページ、SNSを活用し、市民 に余震への注意を呼びかけました。

この地震に伴う市民からの市や警察署、消防署への被害に係る通報はありませんが、公共施設については、小破修繕が必要な被害が数件報告されております。

災害対策警戒部については、本日、午前9時に廃止しましたが、今後も関係機関と 連携を図り、地震等災害に備え、万全を期してまいります。

以上であります。

○議長(吉田清孝君) 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

#### 日程第1 一般質問

○議長(吉田清孝君) 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

6番佐々木克広君の発言を許します。6番

#### 【6番 佐々木克広君 登壇】

○6番(佐々木克広君) 皆さん、おはようございます。私は、政和会、佐々木克広と申します。きのう本当に22時22分ころ、うちの方もかなり動きました。山形・新潟沖の震度6強の地震だということで、男鹿の方はまずそのような被害があまりなく

ということでよかったと思っていますけども、いつまた何時、同じように大きい地震が男鹿の地域にくるかわかりませんので、これからも皆さんでそういうことに予防しながらいければなと思っています。

今回は、令和元年の初めての一般質問を行う機会を与えていただきました議員の皆様に感謝申し上げます。また、本日、傍聴席においてお聞きいただく皆様にも深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

1番目に、1、防災・減災について質問します。

(1) 防風・防砂用松林におけるクロマツ151号等、耐松枯れ(マツノザイセンチュウ抵抗性)品種植樹による森林再生について。

男鹿半島北部は、防風・防砂用松林の多くが松枯れで消失し、冬季になると砂混じ りの季節風に苦しんでいます。農薬散布は、残存している松林の保護に有効ですが、 消失した松林の再生には植樹が不可欠です。

近年、クロマツ151号など耐松枯れ品種が男鹿市でも植樹され、有効性が実証されたと聞いています。そこで、男鹿半島の森林再生について市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、(2)市管理の準用水系等における屈曲水路等の要流れ改善箇所削減による 豪雨時氾濫抑制についてです。

市管理の準用水系の中には、五里合地区の安田川など屈曲水路等の要流れ改善箇所が少なくありません。屈曲水路で豪雨時にたびたび氾濫が起こっており、水田への土砂流出被害も発生していると聞いています。限られた治水予算の中で一度に改善することは困難でも、例えば、要流れ改善箇所をおのおのリスク評価し、優先度に応じて順次削減してゆく氾濫抑制法の可能性について市長にお尋ねいたします。

次は、2の産業振興について質問します。

(1) 栽培漁業の6次産業化における種苗放流後の食害対策を含めた育成・収穫確率改善について。

栽培漁業の6次化においては、全体最適化が重要と考えます。例えば、種苗生産コストを低減するには、種苗育成期間を短縮し、早期に種苗放流した方が効率的です。

しかし、種苗が小さいまま放流すると、捕食による食害が深刻化します。事実、潟上市では、カニの一種のガザミの栽培漁業を行っていますが、種苗放流サイズが小さいと捕食のクサフグによる食害が深刻化すると調査結果が出ており、種苗放流サイズの最適化を検討中と聞いています。

そこで、男鹿市の栽培漁業においても、種苗放流サイズと食害とのバランスを考慮 した全体最適化が重要と考えますが、市サイドで検討・要望する準備はあるのかお伺 いいたします。

次に、(2)自然エネルギーの活用状況と方向性についてです。

秋田県では、2011年5月策定の秋田県新エネルギー産業政策において、自然エネルギー導入による産業振興と雇用創出を強調しています。市でも男鹿市総合計画の『3. 商工業の振興』の中の基本施策において、「1. 技術、技能の高度化と新エネルギー関連産業の振興」及び「③. 本市の特性を生かし、有効な資源としての風力、太陽光等を活用した新エネルギーの導入を促進します。」と述べています。

そこで、自然エネルギー導入による産業振興に関し、男鹿市で把握している雇用創 出を含めた経済効果、利益等をお尋ねいたします。

また、関連企業誘致等を含め、自然エネルギーの活用に関する具体的な方向性をお伺いします。

次は3の観光振興・DMOについて質問します。

(1) 東北 6 県プラス J R 全国観光キャンペーンについて。

ことし4月4日付の報道において、秋田県など東北6県とJR東日本が再来年の2021年4月から9月の期間、「東北デスティネーションキャンペーン」を展開するとの発表がありました。例年との相違点として、各県ばらばらでなく東北全体が統一した企画で動く点が新しい取組と聞いています。このキャンペーンに対する男鹿市の関与について、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、(2)市外観光誘客政策としての市内桜名所整備や県の公式観光情報サイト、テレビ等メディアの県内桜前線情報への市内桜情報提供についてです。

例年、桜まつりのシーズンになると、県の公式観光情報サイトやテレビ等メディアの県内桜前線情報で県内各地の桜名所が紹介されております。場所によっては、期間中に10万人近い人出があったと報道されています。ところが、これらの情報には男

鹿市の桜名所の紹介が皆無です。北浦の十二桜森林公園も桜の名所として登録されていません。例えば、市の新たな観光資源である北浦雲昌寺のアジサイまつりでは、昨年の入場者数が5万人を突破していますが、市でもアジサイや桜を含むお花見名所を交通案内や駐車施設等含めて整備し、市外からの観光誘致を積極的に行う計画等の考えはありますか、伺います。

次に、(3)観光・教育資源としての男鹿半島・大潟ジオパークと北日本の縄支等 古代遺跡文化との連携・活用についてです。

三内丸山遺跡に代表される北日本の縄文等古代遺跡文化は、ユネスコ世界遺産登録が期待されており、観光資源として魅力的と考えます。また、地質・地層のジオストーリーとして男鹿半島は著名ですが、男鹿半島・大潟ジオパークにおける古代遺跡としては長根A遺跡、弥生時代の稲作痕跡ですが、くらいしかジオサイト・ジオスポットに紹介されておらず、船川地区の大畑台や若美地区の貝塚など、より古い縄文遺跡紹介は皆無です。

男鹿半島における「人と大地の物語」を考えた場合、黒曜石や珪質頁岩の採掘や流通が北東北を含む広域で行われた縄文時代をジオストーリーに加えることは、観光・教育の広域連携に役立つと考えます。現在、市としての取組計画はありますか、伺います。

次に、(4) 寒風山資源活用状況と男鹿周辺まちづくりのDMO連携についてです。

寒風山は男鹿市を代表する重要観光資源の一つですが、一部商業施設の老朽化や撤退など、観光バス使用幹線道路環境整備、樹木の枝切を含めて、サービス提供力低下が懸念されます。冬期を含む寒風山資源の新たな活用も含めて、現状に対しての新たな取り組みがあるか伺います。

また、男鹿周辺まちづくりのDMO連携については、男鹿市で現在活動している団体等と地域おこし協力隊及び地域の若者たちがDMO活動を分担・遂行できるよう、DMO推進室による「DMOの儲ける事業計画」の進捗状況及び今後の方向性をお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしくお願いいたします。

### ○議長(吉田清孝君) 答弁を求めます。菅原市長

#### 【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 佐々木議員のご質問にお答えします。

ご質問の第1点は、防災及び減災についてであります。

まず、マッノザイセンチュウ抵抗性品種植樹による森林再生についてであります。本県の松くい虫被害量は、平成14年度のピーク時に比べ減少傾向に転じてきているものの、海岸の防風、防砂用松林などの重要な役割を担う松林に被害が多い状況であります。

本市の海岸林においては、被害のまん延を防止するため、平成9年度から薬剤散布 を実施しておりますが、被害の撲滅には至っておりません。

このような状況から、秋田県林業研究研修センターでは、松枯れ被害を受けている 松林から、健全で成長のよい個体を抵抗性候補木として選抜し、マツノザイセンチュ ウ抵抗性品種として開発しています。

平成23年度には、初めてクロマツ男鹿151号が国の実施する2次検定に合格し、抵抗性松として認定され、県では翌24年度から、抵抗性クロマツの種子を生産、供給できるよう、採種園を造成し開発に取り組み、平成29年度から種子採種ができるようになっております。

現在は、若干量を苗木生産者が育苗中であり、県では今後、より多くの種子を採種できるよう、採種園の増設等にも取り組んでおります。このため、抵抗性クロマツによる植栽が実施できるまでには、まだ数年を要する見込みとなっております。

市としましては、抵抗性クロマツ種苗の本格的な供給体制が整った際には、海岸林への活用を検討してまいります。

次に、準用水系等における豪雨時の氾濫抑制についてであります。

近年、台風や前線、局所的な集中豪雨など気候変動による豪雨は増加傾向にあります。

準用河川の洪水氾濫への整備については、補助による有利な事業がないことから、限られた財源の中から単独費で対応しております。地区からの要望がある土砂が堆積し流下能力が低下している河川については、現地調査の上、緊急度及び優先度を判断し計画的に対応しているところであります。

ご質問の第2点は、産業振興についてであります。

まず、栽培漁業についてであります。

本市では、主要魚種であるアワビやガザミなどの重要魚介類の漁獲量を維持、増大させながら、資源の適正な管理と合理的利用を図る「つくり育てる漁業」の推進が必要であると考えており、栽培漁業定着強化事業費補助金により、種苗放流に取り組む秋田県漁業協同組合に対し支援しております。

また、事業実施に際し、秋田県漁業協同組合や漁業者と協議の上、種苗放流後の生存率を高めるため、放流数や放流サイズの見直し、食害生物から逃れる漁場の選定や放流時期などについて、秋田県水産振興センターや秋田県栽培漁業協会の技術指導を受け、投資効果が最大限となるよう、食害対策に努めているところであります。

さらに、リニューアルした秋田県水産振興センターでは、最新システムの導入により、低コストで良質な種苗の生産ができる施設が整備されたことから、引き続き県や 関係機関との連携を図りながら、良質な種苗の放流に取り組んでまいります。

次に、自然エネルギーの活用状況と方向性についてであります。

市で把握している自然エネルギーに係る経済効果等については、太陽光発電では、 昨年度の場合、発電設備などの償却資産に係る固定資産税として約2,980万円が 納税されているほか、市有地で事業を展開している事業者から市有地貸付料として約 330万円が納入されております。

また、風力発電に係る固定資産税としては、昨年度は約8,260万円が納付されております。

雇用創出の面では、太陽光発電及び風力発電関連のため設置された事業所として、 市内に9事業所、合わせて20名ほどの雇用が生じていると把握しております。

自然エネルギーの導入に際しては、二酸化炭素の排出抑制及び地球温暖化の抑制などの環境面への効果に加えて、市内関連産業の受注機会の増加や風力発電設備の荷揚げ等に伴う船川港の取扱貨物量の増加が期待できるものであります。

今後も、騒音等による市民への影響などに十分配慮をしながら、関連産業の育成及 び雇用機会の創出につなげてまいります。

ご質問の第3点は、観光振興及びDMOについてであります。

まず、東北デスティネーションキャンペーンについてであります。

このキャンペーンについては、これまでも男鹿の観光振興に大きく貢献していただ

いておりますので、今回も大きく期待しているところであります。

このたびは東北6県による広域的な取組となることから、広域周遊ルートが構築されるものと考えております。

市としましては、県と連携しながら広域周遊ルートにおける主要な観光コンテンツとなるよう、独自の観光資源である男鹿のナマハゲや雄大な自然景観などを積極的に発信し、誘客を図りたいと考えております。

現在のところ報道にあるとおり、来月に協議会を立ち上げ、9月に事業計画等を決 定すると伺っておりますので、今後も情報収集に努めてまいります。

次に、桜の名所整備及び桜情報の提供についてであります。

雲昌寺のアジサイや十二桜森林公園の桜については、市の公認観光ポータルサイト 「男鹿なび」において情報発信に努めているところであります。

県のウェブサイト等への桜情報の掲載については、本市の桜の知名度向上に更に努めるとともに、桜の名所等の掲載について県へ働きかけてまいります。

また、今月15日より観覧時期を迎えております雲昌寺のアジサイについては、地域の有志で構成する「おらほの北浦まちづくり協議会」とDMOが連携して、案内看板や臨時駐車場の確保など受入態勢の整備を行っております。

市としましては、今後は、このような住民参加とDMOの連携による観光資源の掘り起こしや観光誘客に向けた受入態勢の整備が重要と考えておりますので、持続可能な取り組みにつなげていけるよう支援してまいります。

次に、男鹿半島・大潟ジオパークと北日本の縄文等古代遺跡文化との連携、活用についてであります。

市では、秋田県ジオパーク連絡協議会の研究助成事業を活用し、多様な分野の学術研究に助成しております。

平成28年度には、秋田県立博物館の吉川耕太郎氏による『男鹿産の黒曜石の利用と拡散について』という研究に助成しております。その成果については、県内4ジオパークの公式ホームページを通じて情報発信されているほか、男鹿半島・大潟ジオパークガイド等を通じて、校外学習や観光客に、当地域のジオストーリーの一つとして紹介しております。

また、平成29年度に当地域で開催された日本ジオパーク全国大会・男鹿大会で

は、『黒曜石で人と地球の活動を繋ぐ』をテーマに分科会が行われ、148名の参加 者が議論を深めております。

今後は、これまでの成果をもとに、観光・教育に向けたジオストーリーをつくると ともに、北日本の縄文等古代遺跡文化との連携についても模索してまいります。

次に、寒風山資源活用状況と男鹿周辺まちづくりDMO連携についてであります。

まず、寒風山の冬季間の活用に当たっては、回転展望台の冬季営業休止や山頂へ至る道路の除雪などの課題があると認識しておりますが、寒風山は重要な観光資源の一つと考えており、昨年度はDMOと連携して、ソリなどで遊べるフィールド化を模索し、プロモーション動画撮影を行うなど、冬季間の活用に向けた検討を行ったところであります。

また、本年4月には、寒風山の景観を保全、活用していく取組として、多くのボランティアの協力のもと、山焼きを実施しました。今後は男鹿の風物詩として観光資源化していけるよう取り組んでまいります。

さらに、近年人気が出てきているサイクリングイベント等においても寒風山をコースの一部に設定しており、今後も新たな活用を図ってまいります。

次に、男鹿周辺まちづくりのDMO連携については、現在も地域おこし協力隊とDMOが連携して、男鹿駅周辺で電動アシスト付き自転車「イーバイク」を核としたレンタサイクル事業を立ち上げるなど、積極的に協力しながら事業を進めているところであります。

DMO事業の進捗状況については、大晦日のなまはげ体験ツァーなど、主催ツァー 5件の造成により190人の動員で約95万円を売り上げ、初年度の目標を達成したと伺っております。

DMOは、各種事業者との協力による着地型旅行商品の造成や販売などを通して収益を上げていく組織でありますので、市としても引き続き一体となって取り組んでまいります。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝君) 再質問ありませんか。 6 番
- ○6番(佐々木克広君) ご答弁の方、ありがとうございました。いろいろな取組に関 してもやっていけるという答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

まずはじめに、1の防災・減災についての方ですけれども、マツノザイセンチュウ 抵抗性品種植樹の方は、多分男鹿市の方でも平成21年度あたりから研究の方に加 わっていって、実際に東北地方のでは7品種くらい開発されていると思いますけど も、その中で男鹿の方が県内の中でも指定されて使えるような状況になってきている ということなので、市の方でもそれが完全にふえたときに使っていくという方向性の 答弁だったので、やはり景観が、逆に言わせると松くいのおかげで明るくなったのか ということはあると思いますけども、実際には風とかそういう部分に関しては、また 弊害があったりしているので、その辺も検討しながら自然を守るという形でもそうい うところに市の方でもやっていってもらえれば大変ありがたいと思いますけども、こ れがやっぱり補助とかの関係でできるのだったらいいんですけども、実際にこっちか ら全部お金を出して買わなきゃいけないという状況なったりすると大変だと思います ので、そういうところを検討しながら使用できるような形をとっていってもらえれば と思います。実際にこの中身については、男鹿市の方では前々から関連してやってい たのか、私も調べていって初めてわかったような感じなので、燃却していくような部 分以外はあまり目についていなかったので、この辺をやっている人方が一生懸命い て、男鹿市の方もかかわっていたということで質問させていただきました。

次に、(2)の市管理の準用水系等における屈曲水路等の要流れ改善箇所削減による豪雨時氾濫抑制についてですけれども、多分先ほどの答弁でいくと、いろんな周りの意見、それから要望があって、初めてそれに対して災害等にかかわらないように対処しているということでしたけども、これに関しまして、実際には川のつくりの問題ではないかというふうに考えています。どういうふうな形状でこの川の方がつくられているのかというところを、市の方では多分、担当が建設課なのかわかりませんけども、調べてちゃんとわかっていると思うんですけども、実際に直角になっている川というのがありまして、安田川の琴川地区の川もそういう感じのつくりになっています。それで流れが、結局はとめられたりするおかげで、増水したときに田んぼ等、それから、川の中に土がいっぱり盛り込まれたりするような状況になっていると思います。なので、それをどういうふうにして改善していくのか、ただ単に砂取ったりしても、またふえるわけですので、やっぱりそういう箇所が男鹿市の中にどれくらいあって、それをどういうふうに育成していくのか、逆に言わせると、そこを改善していか

ないと、いくらたってもそういう箇所が改善されないと。なので、そこの部分をどういうふうに改善していったらいいのかということを、やっぱり計画を立てて、法線整備みたいな感じでちゃんとやってもらった方がいいんじゃないかと。それによって、そういうコストが削減されて、現在のやつも改善されていくんじゃないかと思っていますので、その辺を市の方でどれくらいまで把握していて、そういう計画があるのか。逆に言わせると、それがこの先、災害にも強いし、逆に言わせればそういうところも削減していくんじゃないかと。ただ、予算関係の問題もあると思いますけども、そういうものが行えていけるのかどうなのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

次に、産業振興についてですけども、栽培産業の6次産業化における種苗放流後の食害対策を含めた育成・収穫効率改善についてですが、多分これ、潟上の方で、前はちっちゃいうちに全部放流した方が率がいいということだったんですけども、それがもう結果を見ると、多く食べられていて、結局放流しても食べられないような放流方法でなければ意味がないと。なので、ある程度大きくして、食べられない状況にして放流すると。ただ、コスト的には多分長く育てなきゃいけないのでかかると思いますけども、そういう問題があって、そういう早くやった方がいいっていう話も出てましたけども、それをそういうふうにしていってるだろうなと思いますので、そういうところに要望してもらえればということと、あと、食べられないような魚、トラフグとかというのは、逆にあんまり食べられない魚なのかなと思ったりして、そういうところも検討してがら、市の漁協さんとのあれで放流していると思いますけども、その辺を検討してもらえればなと、情報も与えながらいろんなことをやっていただければというふうに、水産資源の維持ということでいろいろ県の方の栽培漁業の方でもやっていると思いますので、連携しながらやってもらえればと思います。

次に、新エネルギーの活用状況と方向性についてですけども、結構太陽光、風力の方で固定資産税とかが市の方に入っているのかなということがわかりました。ただ、どれくらいの効果があるのかというのは、あまり市民サイドでもわかっていないと思いますので、そういうことを含めながら、これからまた風力等、太陽光等もふえてくるのであれば、それが男鹿の中の環境にどういう影響を与えるのか、そこも含めながら検討していかなければいけないと思いますので、そういう男鹿市の財政を考える中

と国定公園の中の男鹿市の環境の問題等を考慮しながら動いてもらえればなと思って いますので、よろしくお願いします。

それから、風力の方では、何か住友商事の方が何かエリアの方に協力したりしてということが何か新聞に載っていたんですけども、その辺は男鹿の方にもそういうところの関連性はあるのかないのか、ちょっとわからないんですけども、そういう新しい企業が男鹿の方に参入してきて雇用がふえたりする可能性があるのか、そういうところがちょっとわかってましたら教えてもらいたいと思います。

あと、観光振興・DMOについてですけども、先ほど東北6県JR全国観光キャンペーンについては、これからいろいろ情報収集に努めているという話でしたので、それを進めて男鹿市が観光についても潤うように、ほかの地区も秋田県の中で多分いろいろと声が出ていくと思うので、男鹿市の方が先にそこの部分にかかわって、ナマハゲのこともあるので、そことかかわって取り入れてもらえればと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、観光・教育資源としての男鹿半島・大潟ジオパークと北日本の縄文等古代遺跡文化との連携・活用についてですけども、縄文古代遺跡の方は、多分男鹿市にいっぱいあるというのは、皆さん多分知っていると思うんですけども、道路整備のときにいろいろな形で調査されていて、それが資料としてかなり男鹿市の中では残っているんですけども、ジオサイトスポットの中には、本当、長根のやつしか載ってなくて、そういうものも活用した方がいいんじゃないかなと思います。それと、もしそういうものを地域の観光と結びつけて体験型にできたり、そういうことがあったりすれば地域も潤うんじゃないかなと思いますので、ジオパークとあわせながらそういうところも検討しているのか、また、できるんであればそういう方向にもっていってもらえればなと思っています。

あと最後に、寒風山資源活用状況と男鹿周辺まちづくりのDMO連携についてですけども、多分いろいろな形で動いているとは思うんですけれども、このまちづくり、ひとづくりについては、次の世代を担う子どもたちや若者を育てて教育啓発する環境の維持が市のまちづくり事業の継続に不可欠だと考えていますので、次の世代の育成を含めてどういう取組ができるのかということを市の方でも考えていると思いますけども、そういう部分で若い人たちがどういうふうにこういう事業にもっとかかわって

いけるのかというところをやってもらえればなということで、もう一つは、今までは若い人方は地域のボランティア的に地域をよくしようという活動の方が主でしたけれども、やはり儲けれるような、1次産業で頑張っている若い人たちも、そういうところにかかわりながらも小銭稼ぎができたり、そういう中での地域活動ができるような、そういう方向性にもっていってもらえればなと思っています。

あと、寒風山の方なんですけども、何かやはりこのごろ観光バスも寒風山の方に行くのが足りなくなっているようなそういう声も聞いてます。なので、どういう活用を、船川の方に来るのが1番なのか、寒風山を通しながら男鹿を宣伝していくのが1番なのか、そういうとこも含めながら寒風山の活用をもっと積極的に使ってもらえれば、男鹿の人方は寒風山のよさはみんな知っていると思いますので、それを本当につなげて、本当に儲けるところの方も含めながら、寒風山の夜景等もありますので、そういうものをどこまで活用していくのかというところも検討してもらいたいと思います。

以上、そこの部分の答弁の方よろしくお願いします。

# ○議長(吉田清孝君) 佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長(佐藤透君) 佐々木議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに防災・減災の部分についての耐松枯れ用の品種の部分でありますけれども、この部分については先ほど市長も答弁しておりますように、男鹿市で初めてクロマツ151号という対抗性の松の品種について確認されたということであります。この部分については、クロマツに関しては秋田県で初めてであります。その辺の部分を含めて、今現在、県の方では種子をどれだけ採れるかということで一生懸命やっていただいておりますので、その部分の情報をもらいながら対応していきたいというぐあいに考えております。ただ、その間までの例えば砂が飛ぶということに対しての対応策ということにつきましては、なかなか一概にいけないというところがありますのでご理解願いたいと思います。

次の準用河川関係の氾濫防止、豪雨時の氾濫防止というところの抑制についてでありますけれども、議員ご質問のとおり安田川ということが出ましたので、安田川について話させていただきますと、現況90度に曲がる場所が2カ所存在しております。

その部分については、周りが田んぼということもありますので、農地とあわせての河川整備ということになりますと、その辺の手法はまた単純に河川改修だけではいかなくなりますので、その辺は土地、農地の関係の方々と要望を確認した上で、どのように対応できるのか検討する余地はあるかと思いますが、まずは先ほど市長も答弁しておりますように、河川断面の確保をして流れる水の量をある程度確保できれば、豪雨時のときでも多少被害の軽減にはなるのかなというぐあいに答弁したところであります。

それとまた、琴川地区に関しましては、現在、水辺の環境を守る活動を一生懸命 やっている地域でもあります。その辺も含めて河川改修がどうなのかというのも改め て協議して進めたいと考えております。

最後、漁業関係、産業振興についてであります。

種苗放流の件でありましたけれども、あくまでもこの部分については漁業者がこういう魚種がほしいという部分に対して市の方で支援しているというところであります。ご質問にありましたガザミにつきましては、従来5ミリだったものを10ミリということで男鹿市では対応しております。確かに大きくなるまでにはコスト面でかかり増しするということでありましたけれども、5ミリから10ミリに大きくなる期間というのは、そんなに長くありませんので、その分では10ミリで放流すると、放流した後、近くの砂場に潜れるということも実証されておりますので、本市ではそういう対応をとっているということであります。

また、放流する魚種についてでありましたけれども、食害の少ない魚種というのは 当然考えるべきことではありますけれども、あくまでも漁業者が自分たちがどういう 魚を獲りたいのかという要望に対して今支援している状況でありますので、昨年、 佐々木議員のご質問にありましたように、新しい品種等にも取り組んでいるのが水産 振興センターの現在の取組でありますので、その部分については漁業者と意見交換し ながらというようなことになろうかと思います。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○**観光文化スポーツ部長(藤原誠君)** 私の方からは、観光振興とDMOの部分につい

てお答えいたします。

まず、DCキャンペーンの方ですけれども、これからということでございますが、 秋田県におきましては、男鹿まで人を引き込むことによりまして秋田県内の観光振興 につながるということで、ぜひこの部分については頑張っていきたいというふうに考 えております。これを契機といたしまして、継続的な誘客につながるように取り組ん でまいりたいというふうに考えております。

それから、次に、縄文遺跡の活用でございますけれども、男鹿市には縄文遺跡は144カ所ございます。先ほど議員おっしゃられましたとおり、道路工事とか石油備蓄工事等々の関係で脇本城址のように整備されて見学できる施設は残念ながらございません。ただ、遺物、出土品でございますけれども、出土品については、大畑台遺跡出土品など市指定有形文化財としてたくさんございます。先ほどの市長答弁にありましたとおり、この点につきましてはジオガイドを通じまして当地域のジオストーリーの一つとしてご紹介させていただいているものでございます。

それから寒風山の活用につきましては、夜景を活用した方がいいようなお話もございますので、ここら辺が地域からのいろんなご意見を参考にしながら活用してまいりたいと。山焼きの方も市長の強い思いもありまして実施しております。先ほどの答弁にございましたとおり、これを風物詩といたしまして、観光客の呼び込みにつなげてまいりたいというふうに考えております。

答弁の中でも話しておりましたけども、近年のサイクリングブームありますので、ここら辺、イーバイクとかもありますので、ぜひ新たなコースとしてインバウンドも含め台湾等、今働きかけておりますので、そちらの誘客にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

あと、若者育成につきましては、観光文化スポーツ部の所管といたしましては、昨年実施いたしました起業者を呼び込める商店街づくり支援事業という形で、ひのめビルというのが今年開設されるというふうな動きになっております。ただボランティアとして参加するという形じゃなく、稼げるような態勢もつくっていきたいというふうに考えております。

あと、地域おこし協力隊という形で若者が最近入ってきておりまして、卒業いたしました隊員が地域に密着しながら自分で事業展開しているというようなこともござい

ますので、この辺も含めましてまた考えていきたいというふうに思っております。

寒風山につきましては、ぜひ、なまはげラインできてから寒風山をなかなか通らなくなったと。定期観光バスもなくなった中でルートからも外れているというようなこともございますが、先ほどの取組等通じまして、ぜひ寒風山の方へ誘客を図って周遊ルートの滞在時間を延ばしまして宿泊増につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) 私からは、自然エネルギーの風力発電の計画について お答え申し上げます。

新聞報道にありました住友商事によります計画は、男鹿半島北部から能代・八峰町沖にかけての海域での洋上風力の計画でございます。こちらは現在その計画に向けての調査を始めるという報道でございます。現在、秋田県沖は各地域で既に複数の会社が独自の調査を、環境調査の準備を行っております。これは、この後、国の地域指定を受け、その後、事業者公募が行われるという情報があるために、その公募に向けた各社が各社独自の調査、計画を進めているという状況であります。この計画は、どの計画もかなり大規模になるという報道でございまして、地元に関する経済的な期待といたしましては、固定資産税、それから大規模になれば工事及びメンテナンスにかかって地元の企業への波及もあるやに聞いておりますが、現在のところこれらの規模も実施時期も未定でございますので、その波及効果も未知数というところでございます。今後、実施に向けて国の動き、県の動き、それから事業者の計画が進んでいくと思われますので、これを注視していく考えでございます。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) さらに質問ありませんか。 6 番
- ○6番(佐々木克広君) ありがとうございました、ご答弁の方。いろいろな形で取り 組んでいってくれるという内容も含まれていて、難しい課題もあるとは思いますけど も、これから取り組んでいってもらえればと思います。

観光面でも、本当にこれからやっぱり誘客、インバウンド等で、やっぱり市が潤っ

ていけるような、そういう体制づくりが大切だと思っています。

あともう一つは、答弁の方いらないんですけれども、市報の方に市長がこの前、横 串の環境づくりということで、市の行政の方が横つながりがあった方がいいというこ とで話をしていました。多分それは行政だけじゃなくて市の各団体も同じだと思いま すので、できればそういうところに行政が先頭に立って、その横串を通して、オール 男鹿で全体を盛り上げていけるような環境をつくってもらえればと思っていますの で、要望として、以上で質問の方を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(吉田清孝君) 6番佐々木克広君の質問を終結いたします。

次に、17番古仲清尚君の発言を許します。

なお、古仲清尚君からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これ を認めます。17番古仲清尚君

### 【17番 古仲清尚君 登壇】

○17番(古仲清尚君) 皆様、おはようございます。明政会の古仲清尚でございます。この6月定例会におきまして発言の機会を得ましたことを、関係各位の皆様方に対しまして改めて感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大要1点目は、権利擁護事業についてお伺いいたします。

現在の社会福祉は、超高齢社会かつ人口減少社会の中で、諸課題解決と地域福祉の推進という大きなテーマが存在しています。未曽有ともいわれる社会情勢の変化に伴う医療及び介護需要の増大とともに、医療・看護・介護等のサービス供給体制の地域間格差の是正や地域住民の健康的な生活支援など、幅広いサポートが求められるようになってきており、虐待などの権利侵害事例等の増加、社会的に孤立した人たちの生活課題の顕在化や諸制度の狭間に位置する新たな課題など、社会生活上の福祉ニーズの多様化、複雑化、高度化等に対応して社会福祉領域自体の守備範囲を拡大する傾向にあります。

今後、本格的な超高齢社会の到来により、財源や人材の確保及び地域における医療福祉提供体制に向けた地域連携や労働環境の改善等が急務と考えられ、広範化していく福祉ニーズの拡大に伴い、専門分化する各種サービスの統制など、課題は山積するばかりであります。

そうした社会情勢において、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加している現状から、社会において「誰もが、住み慣れた地域において自分らしく生きる」ために、 認知症高齢者等に対し、判断能力が十分発揮できない方々の財産管理や身上監護に対応することを目的として、成年後見制度の役割が重要性を増してきております。

国においては、そのような現況に鑑み、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づき平成29年3月に成年後見利用促進基本計画が閣議決定されました。

秋田県においても、令和元年新年度事業において、成年後見制度利用促進事業として、精神上の障害により判断能力を十分に発揮できない高齢者や障害者が円滑に成年後見制度を利用できるようにするため、市町村の体制整備を支援することが示されており、その事業内容として権利擁護に関する支援実態調査、成年後見制度に関する実務研修会の開催、市町村等の体制整備に関する相談支援、市町村連携ネットワーク構築に対する支援等がうたわれております。

また近年、養護者や施設従事者等による高齢者虐待が増加しており、社会問題となっています。高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されております。

このように、国・県として認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進を図っている現状を背景として、今後、自治体の責務として高齢者の生命と尊厳、権利利益の 擁護に資することが求められている中、本市における権利擁護事業について以下質問いたします。

- (1) 成年後見制度支援体制についてとして、一つとして、本市の成年後見制度に 関する支援体制について、二つとして、法定後見開始審判における首長申し立てについて、三つとして、後見人等への報酬助成制度運用について。
- (2) 高齢者虐待の実態についてとして、高齢者虐待の実態と抑止対応について、 それぞれ現状と課題について市の見解を伺うものであります。

大要 2 点目は、災害時の乳幼児栄養支援についてであります。

本年3月に乳児用液体ミルクの国内での製造・販売が開始されました。乳児用液体 ミルクは、液状の人工乳を容器に密封し、常温で長期間の保存が可能な製品であり、 そのまま飲用可能な代替母乳で、乳児用粉ミルクに比べ授乳者の取り扱いの利便性向上による負担軽減や衛生安全面でさまざまな利点があると考えられています。

具体的には、授乳時の調乳が不要になることから手間を省くことができ、災害時においては、保育者の体調がすぐれないときや母親が不在のときなどでも、簡便かつ安全に授乳可能な点、また、調乳用のお湯が不要であり、授乳に必要な所持品が少なくなることや、調乳を行わずに済み、菌が混入するリスク低下による点、さらには、地震等によりライフラインが途絶した場合でも水源・熱源等を使わずに授乳することができる点などが挙げられております。

今後、国内の流通体制が整い、使用方法やメリット・デメリットに関して十分に理解されることを前提として、災害時の備えとしても有用とされております。

災害時の生活環境整備については、避難所等における良好な生活環境整備構築が求められているところであります。過去の本会議において、避難所における良好な生活環境の確保について質問した経緯がございますが、その際、市当局からは「妊産婦、乳幼児を抱えた家族、子どもたちについて気を配り、できるだけストレスの少ない居住空間をつくるとともに、授乳室や更衣室の整備について配慮できるよう研究を進める」との答弁がありました。また加えて、栄養支援、衛生安全面では、授乳時における備品として、使い捨て哺乳瓶などの採用も望まれてきております。当該環境整備の構築につきましては、災害対応上、重要な課題として考えられます。

次に、アレルギー対応についてでありますが、この件につきましては、本年3月定例会において質問をした経緯がございまして、アレルギー対応の粉ミルク購入について進めていくとの答弁がありました。その後、液体ミルクの国内製造販売が開始されておりますが、液体ミルクは乳成分、大豆などアレルギー成分を有していることから、適宜適切な運用が望まれているところであり、必要備蓄物資の構成は重要であると考えます。こうした背景を踏まえた中で以下質問いたします。

- (1) 乳児用液体ミルクの推進について。
- (2)災害時の栄養支援環境整備について。
- (3) アレルギー対応について、それぞれ現状と課題について市の見解を伺うものであります。

大要3点目は、児童・生徒の携行品重量化への対応についてであります。

今や児童・生徒の携行品重量化問題は、全国的にも大きな関心事となっております。授業で用いる教科書や教材、学用品や体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねない懸念が大きくなってきており、身近においても、身体の痛みを訴え医療機関にかかっていたり、あるいは過重が引き金となり転倒し、けがをするなど、聞こえてくる声は決して少なくないものであります。

これまでも、国・県・市の連絡体制において、携行品重量化に対する措置が取られてきたことと思いますが、当該事案に関するけが・事故等の抑止・抑制への対応は喫緊の課題であると感じているところであります。

(1) として、児童・生徒の携行品重量化の実態とその対応について市の見解を伺うものであります。

大要4点目は、大学との連携についてであります。

現在、本市においては、秋田県内外の大学機関との連携協定を結び、さまざま地域課題の解決や社会活動に向かい、研究・活動をされているところであります。国が示す域学連携は、その方向として、大学生と大学教員が地域に入り、そこで暮らす人々とともに地域に眠っている資源を掘り起こし、地域が抱えている課題を発見し、課題解決に向けて地域づくりに継続的に取り組む活動を意味しております。

そうした中において、やはり主眼となりますのは、資源開発や人材育成とともに、本市の魅力を感じていただくことも大きな要素であると感じております。男鹿市全体をフィールドとして、さまざまな観点において地域づくりを目指し探っていくという趣旨においては、これまでもさまざまな取組を行っていることと認識しておりますが、現状、大学機関との連携のあり方については、どのようにとらえておられるのか。また、それら大学との連携の中にあって、本市産業等の担い手育成や人材育成について、あるいは、本市の産業に興味を抱いていただいた方々への受け入れ体制はどのようになっておられるのか。これまでも関連する質問をしてきた経緯がございますが、改めてその背景を踏まえながら以下質問いたします。

- (1)として域学連携について。
- (2) 専門人材育成や受入体制について、それぞれ現状と課題について市の見解を 伺うものであります。

以上であります。

# ○議長(吉田清孝君) 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 古仲議員のご質問にお答えします。

ご質問の第1点は、権利擁護事業についてであります。

まず、成年後見制度支援体制についてであります。

市では、知的障害者、精神障害者及び高齢者への相談支援を実施するとともに、健康フェスタや認知症サポーター養成講座等で周知活動を行っております。

市では、平成23年度から成年後見制度利用支援事業を実施しており、これまで8 名について市長申し立てを行っております。

また、報酬助成については、医療費や施設利用料の支払い等を理由に後見人の報酬 支払いが困難となった3名に助成をしております。

成年後見制度については、市民への周知不足が課題と考えており、今年度策定予定の男鹿市地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を位置づけ、引き続き地域住民や関係機関に対して周知と連携を図り、成年後見制度利用の支援に努めてまいります。

次に、高齢者虐待の実態についてであります。

高齢者への虐待として市が認定した件数は、平成28年度3件、平成29年度5件、平成30年度5件となっております。

現在、市の対応としては、地域包括支援センターが中心となり、県、警察及び介護サービス提供機関等と連携し、虐待対応マニュアルに基づき速やかに対処しております。高齢化が進展する中、高齢者への虐待を未然に防ぐためには、高齢者や介護者が悩みを抱え込まないよう相談窓口の周知と、高齢者やその家族を孤立させない地域での見守り、気づき及び助け合いを推進することが課題であると認識しております。このことから、市では、地域と連携し、適切な支援に結びつける相談体制の充実に努めるとともに、地域ぐるみの見守りの大切さについて周知に努めてまいります。

ご質問の第2点は、災害時の乳幼児栄養支援についてであります。

まず、乳児用液体ミルクの推進についてであります。

現在、本市では、県と市町村との間で定めております共同備蓄品目に基づき、粉ミルク及び哺乳瓶を備蓄しております。

乳児用液体ミルクについては、粉ミルクに比べ価格が割高であること、消費期限も

粉ミルクは約1年半であるのに対し、液体ミルクは半年から1年程度となっていることから、費用対効果が課題となっております。

しかしながら、災害時において、ライフラインが途絶した場合、液体ミルクは乳幼児の栄養確保を図る上で、安全性・利便性も高いものと認識しており、利用者のニーズを把握しつつ、粉ミルク、アレルギー対応粉ミルクとの多重の備蓄や市内大型スーパーと災害時における物資の供給協力等に関する協定を締結していることから、流通備蓄も含め検討しております。

また、昨年の西日本豪雨や北海道胆振東部地震では、救援物資として被災地に届けられたものの、被災者等に液体ミルクに対する知識が浸透しておらず、安全性等の懸念により十分に活用されていなかったことから、乳幼児健診、防災訓練等において、公益社団法人日本栄養士会災害支援チームで作成された「災害時に乳幼児を守るための栄養ハンドブック」等を活用し、使用方法やメリットなどの情報提供に努めてまいります。

次に、災害時の栄養支援環境整備についてであります。

避難所の開設運営については、円滑な被災者の救援、救護対策を図ることを目的に、避難所の運営基準や取り組み方法を定めた避難所開設運営マニュアルをもとに対応することにしております。

マニュアルには、要配慮者への対応として、居住スペースや食料の優先的な提供などを記載しておりますが、妊婦、乳幼児等が利用する福祉スペース、着替えや授乳などプライバシーに配慮したスペースの配置などについて、教育委員会、学校側と具体的に定めていないことが課題であります。このことから、内閣府の「避難所における良好な生活環撹の確保に向けた取組指針」や、他自治体の避難所運営の事例等を参考に、未使用教室を利用した授乳室の個室化など、施設の実情を踏まえた利用計画の作成について協議を進めることにしております。

また、使い捨て哺乳瓶等については、母乳代替品とともに、特に生後 6 か月未満の 乳児の命を守るために備えておくことが重要であることから、家庭での備蓄を促すほか、流通備蓄も含め検討してまいります。

次に、アレルギー対応についてであります。

乳幼児用ミルクについては、現在、粉ミルク2,160グラム、160回分を備蓄

しておりますが、原材料の一部に乳成分、大豆等が含まれており、アレルギー非対応 であります。このことから、今年度、粉ミルクを更新する際は、ミルクアレルギーの 対応の粉ミルクも含めた購入を計画しております。

今後も、災害時において、乳幼児に適切な栄養支援ができるよう、アレルギー対応 にも十分留意しながら、計画的な備蓄に努めてまいります。

ご質問の第4点は、大学との連携についてであります。

まず、域学連携についてであります。

本市における大学との連携の現状としましては、平成22年5月に国際教養大学と協定を締結してから現在まで、県内4大学、県外2大学の計6大学と協定を締結しております。

協定の主な目的は、地域の資源や機能、情報を活用した相互連携による地域振興、 学生と地域住民との交流及び人材の育成や地域社会の発展に寄与することでありま す。

現在までの具体的な取組としましては、小・中学生の国際教養大学、秋田大学医学部の訪問や首都圏の大学のスポーツ合宿、理科実験教室、メディカルサイエンスカフェ、野球少年向け投球障害予防教室のほか、文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」として秋田大学が実施したセルフケア講座などが挙げられます。

ご質問の域学連携とは性質が異なりますが、大学教員と大学生が講義として地域に入る活動としましては、昨年度実施された国際教養大学の遺産観光論フィールドワークと平成28年度以降、毎年度実施していただいている跡見学園女子大学の観光コミュニティ学部基礎ゼミナール学外実習があります。いずれの講義についても、民間の補助事業や市の合宿補助金を利用するなどしており、交通手段や滞在先の確保と経費が課題であると伺っております。

次に、専門人材育成・受入体制についてであります。

大学から本市内での講義実施について打診があった場合には、希望の内容に沿った 地域や人との交流が持てるよう、庁内で調整の上、対応しております。また、学生個 人から本市産業等での研修の受入要望があった場合でも、同様に対応してまいりま す。

なお、児童・生徒の携行品重量化への対応に対する教育委員会が所管するご質問に

ついては、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長(吉田清孝君) 栗森教育長の答弁を求めます。栗森教育長【教育長 栗森貢君 登壇】

○教育長(栗森貢君) 教育委員会の所管にかかわるご質問にお答えいたします。 ご質問の第3点は、児童・生徒の携行品重量化への対応についてであります。

教育委員会では、昨年9月、文部科学省から発出された「児童生徒の携行品に係る 配慮について」の連絡を受け、平成30年9月12日付で、市内各小・中学校長あて に、児童・生徒の携行品に係る配慮について、適切な対応を行うよう依頼しておりま す。

現在、小学校においては、児童が学校に置いてよい教科書やノート類、学習資料を 明確にし、学級通信等で各家庭に周知するなどの対応をしております。

また、教科担任制となる中学校においては、学校に置いていってよい学習用具一覧表を作成し、生徒及び保護者に配布し、周知をしております。

さらに、夏休み等の長期休業前には、計画的に学習用具を持ち帰るよう指導すると ともに、持ち帰りが困難な植物栽培の鉢等については、保護者に依頼するなどの対応 をしております。

これまでのところ、市内各小・中学校においては、携行品重量化による健康被害は確認されておりませんが、過去においては、自転車通学をしている保護者から携行品に対する配慮を求める要望もあったことから、今後も各学校が実態に応じた的確な対応、児童・生徒が無理なく安全に登下校できるよう、各学校の取組を支援してまいります。

以上でございます。

- ○議長(吉田清孝君) 再質問ありませんか。17番
- ○17番(古仲清尚君) 何点か再質問させていただきたいと存じます。

権利擁護事業の成年後見制度の支援体制について再度お伺いしたいんですけれども、男鹿市が示している資料を見ますと、先ほど市長がおっしゃられたとおり実績として件数がうたわれております。国が示しているさまざまな統計資料がございますが、高齢者人口に占める申し立て件数の割合については、近年の首長申し立て件数の

割合では47都道府県のうちに秋田県がワースト1位の年もあるなど、低い位置で推移をしているのが実情であります。こういう制度の理解ですとか周知ですとか、先ほども市長からそういった部分を徹底していくという文言が含められておりましたけれども、今後その成年後見制度の利用支援については、どういったお考えを持ちながらこうした状況を打開していくのかというところで、再度その内容についてお伺いをさせていただければと思います。

## ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

成年後見制度利用支援につきましては、市の体制といたしましては、現在、知的・精神障害者の方におきましては福祉課で、認知症等の高齢者の方につきましては地域 包括支援センターにおいて相談並びに支援を行っているものであります。

成年後見制度でございますが、確かに全国的に秋田県が非常に低迷しているという 実情もございます。ただ、市町村申し立てにおきましては、ちょっと古い数字で申し わけありませんが、平成28年度におきましては、秋田県では全体で25件というふ うな数字でございます。ただ、首長申し立てにつきましては、身寄りのない方の場 合、家族に代わって市が申し立てをするという制度でございまして、全体の家族の申 し立て総数からいきますと、秋田県は156件と、これも全国的に非常に少ない数字 となっております。総数的に少ない中での市区町村長申し立ての割合が16.0パー セントということで、全国平均18.8パーセントと比べますと、ほぼ中間あたりと いうふうに認識してございます。どうしてもこの秋田県全体におけるこの成年後見制 度の理解不足というのが一つの課題であると思います。老後に対してかなり不安はも ちつつも、やはり家族がいる、周りにそういう方がいるということで、非常に安心し きっているような状況があるということで県のアンケート調査でも出ております。や はり市といたしましても、今後、今年度作成いたします福祉計画におきましても、こ の後見制度の利用促進というのは課題の一つとなっておりますので、これらの計画に 盛り込むとともに、地域住民の方々に対しても、この後見制度の利活用の理解を促進 するために説明してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○議長(吉田清孝君) 17番

○17番(古仲清尚君) 承知しました。

次に、高齢者虐待の実態についてでございます。

高齢者虐待に関するとある調査によりますと、お世話をする方、サポートする側の、いわゆる養護者の半数以上が虐待を行っているという自覚がないという統計の結果が出ております。関係法律で市の責務が示されている中において、今後それらを達成していくために市の方向性として、取組としてどのようにお考えなのか、この部分についても再度お伺いをさせていただきます。

### ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

高齢者虐待につきましては、近年、報道等でもありますとおり、市民の方々にも関心はかなり高まっているものでございます。高齢者虐待につきましては、養護者の方の虐待並びに施設内での虐待ということが二通りに分かれるわけでございますけれども、それらを相談等におきまして把握するよう努めておりますが、やはり一番の把握の方法といたしましては、地域での見守りや支える周りの方々の見守り態勢が重要であると考えております。市としても、この地域連携並びに関係者の方々との連携を密にしまして、その情報をいち早く収集できるような態勢を考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議長(吉田清孝君) 1 7 番

○17番(古仲清尚君) 次に、災害時の乳幼児栄養支援についてお伺いいたします。 この乳児用液体ミルクの推進につきましては、昨年の9月議会、本会議一般質問に

おいて進藤優子さんもご質問されておられました。そしてまた、この液体ミルクの導入について前向きに検討されるという市のご答弁もございました。そうした中で、この液体ミルク、先ほど市長からご答弁いただいたように、液体ミルクの導入、そしてアレルギー対応として粉ミルクの部分も併用しながらということでご対応して向かっていかれるというご答弁をいただきました。

そうした中で、この液体ミルクは、基本、常温での保存が可能な製品となっております。厚生労働省の常温保存可能に関する運用上の注意というものがあるんですけど

も、常温とは外気温を超えない温度とされております。販売されるメーカーによる常温の設定温度が15度Cから30度Cの間で保存されることを想定とされているようであります。そうした背景をもとに、この備蓄における物資の品質管理体制はどのようにお考えになられますでしょうか、その点についてお伺いいたします。

#### ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

災害用備蓄の中で特に食料品に関しましての備蓄の状況でございますけども、それぞれの食品に保存の方法がございますので、いわゆる冷暗所といわれる場所で保存しております。

また、このミルク等、特に注意が必要な食品に関しましては、当然その保存方法に 即した場所で保存すると。また、粉ミルク等につきましては、各保育園等で常時使っ ているものも備蓄の一部としてそれを活用していきたいと考えております。

以上です。

# ○議長(吉田清孝君) 17番

○17番(古仲清尚君) そうしますと、このメーカーで設定されている30度Cというのが一つの基準になろうかと思いますが、この県内、男鹿市においても夏場であると30度Cを超える日というものが、それなりに存在していると思いますけれども、こうした部分については、冷暗所といいましても具体的にはそうしますと市の対応としてはどのようにお考えなられますでしょうか。

#### ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) 液体ミルクにつきましては、まだ現在、備蓄の品目には入っておりません。この後の対応となりますけれども、現在ありますのは、一部船川保育園での常備の部分、それから今後、液体ミルクのいわゆる保存年限が短いということで流通備蓄を考えておりますので、それに関しましては協定を結んでいる各商店での保存ということになると思います。この後、液体ミルクの備蓄量が確定いたしますれば、それに対応した保存方法を考えていきたいと思います。

以上であります。

#### ○議長(吉田清孝君) 17番

○17番(古仲清尚君) 大要4点目の大学との連携についてお伺いいたします。

男鹿市全体をフィールドとして考えて、学生や教員と地域をつなげるというその大枠の趣旨に鑑みまして、先ほど市長からご答弁いただいたように、AIU(国際教養大学)であったり秋田大学、秋田大学に関しましては、国立大学ということで文科省が示している地(知)の拠点であったりということで、その関連した部分でメディカルサイエンスカフェであったり、防災教室であったり、さまざま本市、男鹿市全体を会場とした活動というものをさまざまされていることは重々承知をしているところであります。

先ほど答弁の中にもありましたが、昨年、国際教養大学が課外授業として男鹿市を会場として講義をした実績があります。これは寄附講座であって、その費用負担面では、そうした寄附をしていただいた部分で賄っているというふうに伺っております。この正式なAIUの課外講義というものは、もちろんシラバスにのっているわけでありますけど、昨年、平成30年でありますが、私、平成26年9月に同様の趣旨において、その根拠のある、いわゆるシラバスに掲載した形で学生の方、そして教員も含めて男鹿市を会場とした講義を開催できないでしょうかという趣旨の質問をさせていただいております。その際に文科省への手続であったり、また、学内のスケジュールの部分であったり、あるいはまた移動の問題であったりと、そういった部分について協議の必要性があるということで市当局からは今後大学と協議を進めていくというようなご答弁をいただいておりました。平成26年9月であります。あれから4年半経過しておりますけれども、そういった部分について、いわゆる国際教養大学さんに先を越されてしまったわけですけども、こうした非常に従前から結びつきの強いといわれる秋田大学さんとのそういった関係性、交渉の進捗状況についてはどのようになっておられるのか再度お伺いをいたします。

#### ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

大学連携に関しましては、大学側で求めるもの、それから地域の交流の中で市が求めるもの、これらの調整を行うところでございますけども、現在のところ、前回お答

えしたことについての進捗はないものであります。 以上です。

## ○議長(吉田清孝君) 17番

○17番(古仲清尚君) 進捗がないというご答弁を今いただきました。何かネックになって障壁が、男鹿市を会場としたそういった講義の展開が何かしらの障害、障壁があって進んでおられないのか、あるいは何か先ほど市長がおっしゃったように開催の費用であったり予算的な措置が問題となっているのか、今現状把握している範囲で、どういったことがネックになっておられるのか、まずその部分を確認させてください。

## ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) 今、大学の方とそういう連携に関して、いろいろな情報交換は行っておりますけれども、お互いに共通する課題、それから大学側が求める課題、こちらの方の調整がつかないということでございまして、情報のやり取りをしている中で今後進めていきたいという状況でございます。

#### ○議長(吉田清孝君) 17番

○17番(古仲清尚君) 域学連携づくりの中では、現在、学生さんであったり大学の教員さんであったりが地域の中に入って活動されるということでありますが、専門人材の育成に関しましては、その後、学生さんが卒業した後も含めて、人生のいわゆるそれまでは大学というフィールドでしょうか、その後は人生のフィールドという形でさまざま将来を考えるに当たって、この男鹿市を希望されて、男鹿市の魅力を感じていただいて、男鹿市に活躍の場を求めていただける方がいらっしゃった場合、そういった方々をしっかりと導くことができるような体制づくりというものが必要ではなかろうかと感じております。例えばそれは、国が示している中では、例えば地域おこし協力隊であったり、さまざまな選択肢というものはあるんですけれども、これまで同様の趣旨を質問をさせていただいてきた場合、どうもそのティーチする側、いわゆるコーディネーターも含めた形で指導する側の環境、指導者の確保であったり、そういった部分が非常に難しいという趣旨の答弁がございました。大学の独自事業であったり、さまざま連携事業であったり、年間通じてさまざまな大学との協定の中でこの

活動をしているわけですけども、そういった中において学生さんたちが、この男鹿市を舞台として活躍できる環境づくりに対しては、どういった方向性をお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

やはり先ほどから議員おっしゃいますように、つまり指導する側の人材とのつながりも非常に大切で、そこに学生さんが集まりまして、学生さんが市と交流を持つという流れでございます。提携している大学、それから各教授の皆様、それから指導者の皆様とのつながりを大事にして、そちらから地域の課題について話し合って、それを域学連携の研究課題としたい、そういうふうに考えております。

- ○議長(吉田清孝君) 17番
- ○17番(古仲清尚君) そうしますと、地域の中でいわゆる活躍できる人材を、いわゆる受け手となり手とともにつくり上げていくために検討、研究をされていくというお考えと認識をしました。

そうした中で、国の方では第2期の総合戦略を策定をしていると報道等で伺っております。そうした中で、なかなか地方への移住者が想定の数を上回らないと。そして、転出、いわゆる人口流出に歯どめがなかなかかからない状態であるという実態において、今後はその地域における活動を重視した形での担い手育成であったり、さまざま地域事業に対して注力をしていくという国の指針が現在示されておりますけれども、そうした中で一つ、その第2期の総合戦略でキーワードとなっているのは関係人口というフレーズであります。そうした中で関係人口をつくり上げていくために、これから市としてはどういったお考えをお持ちか、その点をお伺いをさせていただきます。

○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

学生さんをはじめとして、いわゆる若者層について、男鹿の文化に非常に興味を 持っている方が多うございます。それは、先ほど申しました指導者の方でも同じでご ざいます。男鹿の文化を知っていただいて、それに興味を持っていただいて、さらに 現在の若い人たちは、起業というものを常に考えている方が多うございます。

男鹿の地域おこし協力隊も、学生のときに男鹿を知って、その後、男鹿で起業するために男鹿に移り住むという方もございます。こういうふだんのPR、そして男鹿を知ってもらうための関係を深くしていければと思っております。

以上であります。

# ○議長(吉田清孝君) 17番

○17番(古仲清尚君) すいません、関連してまた引き続いて、そうした場合、例えば今、協定を結んでいる大学との関係ですけど、県内においては秋田大学さん、そして国際教養大学さんであったり、いわゆる専門的な部分での学びを修得されている方々が非常に多く存在しております。秋田大学においては、医学部ございますし、要するに医師、看護師等、医療関係の専門従事者がおります。そして工学資源学部、この部分においては、もちろん男鹿市のジオパークに関するような、そういった専門的見地も十分に備え持たれているという方がおります。そして、県外であれば東海大学さんとも協定を結ばれていると思いますけども、水産関係の部分で協定を結ばれている大学、確かあったかと私記憶しておりますけども、そういった部分で、男鹿市が持つ地域資源をさまざまな形で機能発揮していただけるような学生さん、学卒者の方を男鹿市に導いていただいて、そして男鹿市が活性化するような方法も、先ほどと質問ちょっと重複しますけども、そうした地域づくりに向かっていく構えが、この時代だからこそ必要だと思いますけれども、その部分についていかがでしょう。

#### ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) 議員おっしゃるとおりに、この時代でございます。情報が非常に通りやすい時代となっておりまして、例えば工業系の大学の方であっても男鹿のナマハゲの文化に興味を持ったり、また、男鹿の自然に興味を持ったりという方も非常に多うございます。とっかかりは、そういうところからいけるものだと思っておりますので、関係人口、それから男鹿が力を入れています水産に関しましても、先ほど東海大学という名前が出ましたけども、協定はまだ結んでおりませんが、非常に男鹿に興味を持っている教授、助教授、指導者の方が訪れているということで、そ

ういう興味を持たれた人に対する情報提供とか今後の市の姿勢を示していければと 思っております。

以上であります。

- ○17番(古仲清尚君) 以上で終わります。ありがとうございました。
- ○議長(吉田清孝君) 17番古仲清尚君の質問を終結いたします。

次に、8番佐藤巳次郎君の発言を許します。

### 【8番 佐藤巳次郎君 登壇】

○8番(佐藤巳次郎君) 午前中、私までこないのではないかなと思っておりましたけれども、午前中に3人目というのは私なかなか記憶がないんですけども、そういう意味では非常にびっくりいたしました。びっくりといえば昨夜の地震でございまして、これから寝ようかなと思った時点で大変な揺れが来まして、特に新潟、山形地域では、震度6という大変な災害にも見舞われましたけれども、人災がなくて非常によかったなと思っているところでございます。改めて被災された皆さんにお見舞い申し上げたいと思います。

それでは私から、大きく分けて3点にわたって質問しますので、市民目線による答 弁を期待するものであります。

第1点は、風力発電設置計画への対応について伺います。

昨年成立しました洋上風力発電普及法に基づき国が進めている調査に対し、秋田県等9道県が「適地がある」と報告していることから、国は報告に基づき促進区域指定に向けた検討を進め、年内にも第1陣を指定する見通しとのことでもあります。

国の調査は、風量や水深、波の高さ波高などから発電施設整備の候補となる海域の情報提供を求める内容で、4月15日まで実施している、共同通信が調査したところ、秋田県は指定に向け地元調整を進めているとしております。

県は、八峰町・能代市沖と能代市・三種町・男鹿市若美沖と潟上市沖、そして由利本荘市沖の4海域を推進区域の有望地区に挙げております。促進区域の指定に必要な漁業者や自治体による法定協議についても、この4海域を利用するすべての漁業協同組合から参加の同意を得られたことを国に報告しているとしております。

経済産業省、国土交通省は、今後、有識者を交え、周辺環境への影響などを調査、 漁業者らとの調整、状況も考慮し、促進区域を決めるとしております。 洋上風力発電普及法は、再生可能エネルギーの利用拡大に向け昨年11月成立し、 促進区域では民間事業者に最大30年間の発電が認められる。政府は陸上を含めた風 力発電の累積導入量を2017年度の350万キロワットから2030年度までに 1,000万キロワットに増加する目標を立てております。

そこで質問の第1点は、本市を含む県内における風力発電計画の内容について、どこの地域からを含めお伺いするものでありますが、私の計算では秋田県沿岸に8事業者で580基347万1,000キロワットとなります。国の目標の1,000万キロワットの、なんと35パーセントを秋田県の沿岸に巨大な風車群が立ち並ぶことになります。男鹿半島の南北の海上に580基が立ち並んだら秋田の海、男鹿の海、国定公園である男鹿半島はどうなるのでしょうか。男鹿の海は、男鹿の漁業は、男鹿の観光は、果たして生きていかれるでしょうか。男鹿市民にとっては重大な選択をしなければいけない課題となっているのではないでしょうか。

とりわけ問題のあるのが 4 海域のうち、八峰町・能代沖と能代市・三種町・男鹿市若美沖の 2 海域に集中してつくられることであります。計算してみますと、5 事業者で出力 2 7 1 万 6 , 0 0 0 キロワット、3 9 3 基が立ち並ぶ計画であります。国が目指す目標の 1 , 0 0 0 万キロワットの 2 7 パーセントを超えることとなります。八峰町から男鹿市若美沖まで仮に 5 0 キロメートルとして 3 9 3 基としたらどうなるでしょうか。陸上の 2 倍ともいわれる世界最大級の高さ 2 0 0 メートル級の大型巨大風車が約 4 0 0 基を建設すれば、1 キロメートル間隔で 8 列配置される計算となります。海の風景は一変、秋田県の海上に大変な問題となり、環境や漁業、レジャーに健康に、そして地域住民にも大変な影響を与えられることになるのではないでしょうか。市長はどう考えておりますか。この計画を、いつの時点でわかっているのか、この計画をよしとして今後進めていくことができますか。市長の明確な答弁を求めるものであります。

2点目は、計画への県と市の対応について伺います。

県は洋上風力発電を積極的に押し進めようとして、秋田県の4海域を促進区域としているが、県はどういう方針をもって洋上風力発電を促進しようとしているのか、また、県は4海域を促進区域の指定に必要な漁業者や自治体による法定協議についても、4海域を利用するすべての漁業協同組合から参加の同意を得られたと国に報告し

ているとの報道がされております。このことは事実なのか、菅原市長は洋上風力の件についての基本方針をもっているのか、県とどういう協議がなされているのかお伺いするものであります。

これが事業化されれば、男鹿市の観光や漁業等にどういう影響があると考えているのか、漁業協同組合とはどういう協議がされているのかお伺いしたいと思います。

3点目は、市民と議会への説明についてでありますが、今まで一度も洋上風力発電について、市民に対しても議会に対しても説明がなされておりませんが、なぜなのか。この問題は、将来的にも男鹿にとっては非常に重要な案件と考えておりますが、市長は市民や議会への報告、協議の必要性はないと考えておられるのか、はっきりお答えいただきたいと存じます。

次に、男鹿市報3月号に「秋田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書縦覧の お知らせ」というのが載っておりましたが、これはどういう根拠からの縦覧なのか、 これによって事業者は男鹿市民に事業内容を説明したことになるのか伺います。ま た、2社だけの縦覧だけでいいのかについても伺いいたします。

事業者から市長は話し合いの機会をもっているのか伺います。また、配慮書になるものは議会に提示できないのかお伺いいたします。また、市民や議会が事業者からの事業の計画説明を受けることはできるのか伺います。市では市民への周知として、事業者からの説明の機会をつくるべきと考えますが、市長にお伺いするものであります。

4点目は、海上での風力発電建設による環境影響評価についてであります。

各事業者は、一般海域の利用ルールを定めた「再生可能エネルギー海域利用法」に基づく入札参加を予定し、環境影響評価実施に向けて準備を進めていると報道されておりますが、この海域利用法は、どういう法律で事業者の規制、制限はどうなっているのかお伺いいたします。また、各事業者が自社で行う事業での環境影響評価は行っても、8社もの事業者がそれぞれの立場での立地環境での環境影響評価を行っても、秋田海域全体での環境影響評価がぜひ必要と考えますが、国や県で実施する考えはあるのか、法律での義務づけはあるのかないのかについて、事業者の一方的な立場での作成になり、県独自でもつくるべきであると考えますが、市長のお答えを願いたいと思います。

景観や観光への影響、漁業や健康被害への影響等、秋田県全体や個々地域への影響がどうなるのか検証する必要があり、そのための環境影響評価の必要性は重要と考えますが、市長はどう考えているのかについても伺うものであります。

5点目として、計画から事業化までの許認可や自治体等の同意の必要性等は発生するのかどうか伺いたいと存じます。

6点目として、自治体や漁業者等への財源措置は、国としてどう考えているのか、 事業者が支払うのか、県はどう対応するのかについてもお伺いいたします。

7点目として、関係自治体の協議の必要性について伺います。

秋田県における洋上風力発電事業は、6市町での海域を含む事業であります。総出力397万1,000キロワット、580基の大事業であり、国が計画する1,000万キロワットの約4割にもなるもので、その影響は大変であり、秋田県になぜ集中するのか、全く驚きと脅威を感じるのは私一人ではないでしょう。多くの県民、とりわけ関係する海域に住む住民の将来にかかわる問題であり、人口減少にも大きく影響することは確実であり、漁業を含め全産業にかかわる課題と考えますが、その意味でも関係する自治体の今後の対応策を含め連携していく必要があると考えますが、組織づくりを含め市長の見解をお伺いするものであります。

第2点目の質問は、家庭系ごみ有料化実施計画素案について伺いいたします。 その1として、有料化の必要性と引き上げ案の内容についてであります。

本市では家庭系ごみの排出量が減らず、県内では1人1日当たりの排出量が656 グラムと県内25市町村中最多となっております。家庭系ごみの排出量の年度別経緯 とごみ処理にかかわる市の財政負担の現状について伺うとともに、現在のごみ袋の売 上げ収入はどの程度になっているのか、また、ごみ袋料金の売り上げ額の使途につい てもお伺いいたします。

市では、ごみの減量化について市報でもかなり取り上げておりますが、なぜ減量化ができないと考えているのか。有料化で市民の負担増で解決できるものではないと考えますが、有料化による効果、必要性についてお伺いするものであります。

男鹿市のごみ量は、1人1日当たりの排出量は県内25市町村中で一番多いとして 有料化の原因としておりますが、他市町村の1人当たりのごみ量はいくらか、少ない 方から自治体名を示していただきたい。1日1人何グラムかも答えてください。少な い自治体は少なくなったきっかけや減量化の努力はどうなっているのか、どうやった ら少なくなったのか、減量化策について男鹿市で参考になることがあると思うが、何 か。そういう自治体のごみ袋料金はいくらなのかについても示していただきたいと存 じます。

2として、有料化実施計画素案について伺います。

実施計画素案では、どれほどの引き上げの有料化なのかよく理解できません。現在のごみ袋の価格の算定基礎と値上げ案の価格の算定基礎を説明していただきたいと思います。

そして、市民が店頭で買えば通常いくらになるのか、現在よりどのぐらい高くなるのか伺います。素案ではよくわかりません。10枚1組で45リットルの袋で現在のごみ袋の価格は税込みで189円で、引上げ後は税込みで675円になるのか、素案ではよくわかりません。はっきり税込み店頭価格を明らかにしていただきたい。素案には、ごみ処理手数料だけで、ごみ袋の価格は書いておりません。なぜ書いていないのか、書き込む必要があるのではないか、実施計画素案の概要版に価格を書かないと、店頭価格の料金額が出てこないのではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。また、素案の料金の引き上げ額と他の市町村のごみ袋料金はどうなっているのかについても伺います。また、この素案の有料指定袋料金の使途を明確化するとしているが、今まで明確化なっていなかったのか、収支をどう計画されているのかお伺いいたします。

3として、なぜ市民にごみ処理手数料を負担させる計画なのか、市の責任でやるべきであります。これでは税金の二重取りと同じではないかと考えます。今までもごみ処理費用に充てているのかお伺いいたします。

今回の大幅引き上げによる収入の使途を、どう計画されているのか明らかにしてほしいと存じます。

四つとして、ごみ処理手数料だけの設定だけでは有料指定袋の価格はわからない、 ごみ袋の価格はいくらなのか、現行どおりなのか、素案に容量別に書き込む必要があ ると考えますが、そうだとするならこの概要版をつくり直しする必要があると考えま すが、はっきり答弁いただきたいと存じます。

五つとして、素案について市民への説明とアンケート調査の実施についてでありま

す。

今回のごみの有料化については、市民の多くは敏感になっており、私にも多くの市民から引き上げについての反対や疑問点、市民への説明の必要性について話されており、住民説明会を各町内会ごとにいつからどういう形で開催しようとしているのか、また、今回ごみ有料化大幅引き上げの問題とあわせ、市政全般についての市民アンケートをぜひやってほしいとの声が多く出されておりますので、ぜひ取り組んでほしいと考えますが、市長の積極的な対応を望むものでありますが、その必要性について伺うものであります。

第3点目は、国民健康保険税の引下げと軽減措置について伺います。

一つとして、引下げ内容と財源について伺います。

昨年4月から市町村単位だった国民健康保険は都道府県単位に変わりました。このことから、都道府県は市町村の国民健康保険税の水準を統一することを目指し、毎年度、標準保険料率を示し、市町村はその標準保険料率を参考にして県に納付金を納め、県は保険給付費を各市町村に交付金として支払うために加入世帯から国保税を決定し徴収することとなっております。

県による平成31年度国民健康保険事業費納付金算定結果によりますと、平成31年度1人当たり国保税額は10万9,927円で前年度より1万4,445円引下げになることとなっているが、市の担当課に聞くと、今年度は引下げしないということであります。なぜそうなるのか、理解できるよう説明と答弁を求めるものであります。

また、前年度平成30年度の国民健康保険税の決算見込みが出されていると思いますので、お答え願いたい。平成30年度も大きく黒字が出ると考えますが、答弁を求めるものであります。

さらに、平成30年度までの国保の財政調整基金の残高は2億3,704万4,205円となっております。県で示している国保税からさらに大幅引下げ可能であり、男鹿市が県内でも高い方に位置することから、当然負担の軽減を図るべきであり、据え置くことは全く納得できませんが、なぜ引下げしないのかお伺いするものであります。

2として、軽減措置の充実について伺います。

男鹿市の国保加入者の平均所得額は1人当り56万7,489円と伺っております。その内訳は、本年1月現在で所得段階別では33万円以下が1,817世帯で35.8パーセント、100万円以下が1,170世帯、23パーセント、200万円以下が1,160世帯、22.9パーセント、200万円超が929世帯、18.3パーセントとなっております。加入者構成では、無職61パーセント、被用者20パーセント、農林水産業8パーセント、その他の自営業9パーセント、その他2パーセントとなっております。

これでわかるように、100万円以下の所得世帯が58.8パーセントで6割近くになっており、その多くは高齢者であります。また、職業別でも無職と被用者で80パーセントを超える、急速に進む少子高齢化、非正規労働者の増大といった社会構造の大きな変化の中で、自治体国保は健康と命を守る大切な公的医療保険となっております。

今、全国各地の自治体で保険税の滞納する世帯の増大という問題が起きております。男鹿市でも平成29年度で滞納し、平成30年度に繰り越しとなった滞納者数は612人、滞納額は1億3,761万9,940円となっております。この問題の背景には、国民健康保険税が所得と比較して高額であること、国保の加入者世帯の高齢化と貧困化という構造的な変化があります。このことから、国も含め自治体に求められているのは、こうした国保世帯の変化を踏まえた制度改革であり、低所得者対策の充実が求められております。

男鹿市の場合の例えば給与収入で30代夫婦で、それぞれ200万円で子ども2人の場合、また、給与年収が240万円の20歳の単身者、年金収入で夫が70歳で120万円、妻が70歳で60万円、また、自営業で40歳代の自営業の夫婦で中学生の子供1人の3人世帯で所得額は250万円の世帯の場合、それぞれの国民健康保険税はいくらになるのかお伺いしたいと存じます。

また、男鹿市では国保加入者の軽減措置はどうなっているのか、今後、均等割、平 等割の廃止や軽減策、滞納者や低所得者への減免対策がぜひ必要と考えますが、市の 今後の対応についてお伺いして第1回目の質問といたします。

市長の納得のいく答弁を期待するものであります。

○議長(吉田清孝君) 午後1時10分まで休憩いたします。

### 午後 1時10分 再 開

○議長(吉田清孝君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 佐藤議員のご質問にお答えします。

ご質問の第1点は、風力発電設置計画への対応についてであります。

まず、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく手続について説明させていただきます。

現在は、国が促進区域を指定するに当たっての情報収集を実施している段階であり、今後、関係都道府県知事の意見や利害関係者等を含む協議会の意見を聞いた上で 促進区域が指定されるものであります。

今後、促進区域指定後に定められる指針に基づき、事業を実施する事業者が公募により選定されることとなっておりますので、現在、事業者によって検討されている洋 上風力発電事業のすべてが実施されることとなるものではありません。

ご質問の本市を含む県内における風力発電計画の内容についてでありますが、現在、洋上風力発電事業が検討されている海域は、八峰町沖、能代市沖、三種町沖、男鹿市沖、潟上市沖、秋田市沖、由利本荘市沖となっております。

男鹿市沖では、若美地区北部の地先が対象海域となっております。

秋田県における洋上風力発電事業については、平成26年度に県が事務局となり、 国及び県の関係機関、沿岸市町村、県内漁協及び関係団体等によって構成されたあき た沖合洋上風力発電導入検討委員会において、着床式洋上風力発電事業に適した候補 海域が設定され、各事業者により調査・検討が進められてきたところであります。

洋上風力発電設備の設置に伴って地域住民の生活環撹への影響が懸念されることから、市としましては、地域住民の良好な生活環境の維持確保を第一として、事業の動向を注視し、事業者に対して地域住民の理解を十分得た上で、事業を実施していくよう求めてまいります。

次に、計画への県と市の対応についてであります。

県では、平成26年度に設定した候補海域の一部を、県漁業協同組合から再エネ海域利用法で定める協議会への参加に関する同意を得た上で、国に情報提供を行っていると伺っております。

市では、県と洋上風力発電に関する情報を共有しながら、国や事業者の動向を注視しているところであり、今後開催が見込まれる法定協議会において、県漁業協同組合等の利害関係者を交えて具体的な協議を実施していくべきものと認識しております。

次に、市民と議会への説明と影響についてであります。

計画段階の環境配慮書は、環境影響評価法に規定する環境への影響が大きくなる恐れのある事業を実施しようとする場合に、その事業に係る環境保全のために配慮すべき事項について検討を行い、関係行政機関及び一般から環境保全の見地からの意見を求めるよう努めるものとされております。

配慮書について一般の意見を求める際には、配慮書を作成した旨等を公告するとともに、30日程度の適切な期間を定めて縦覧に供することとされております。これらの手続については、事業を実施検討する事業者が行うこととされており、これまでご質問の2事業者を含む3事業者が本市での縦覧を実施しているほか、今後、男鹿市周辺の海域で洋上風力発電事業を検討する事業者によって同様の手続がなされる可能性があります。

配慮書は、事業の実施検討に当たって環境保全のために配慮すべき事項について検討を行う段階であり、具体性を持った事業内容の報告については、環境影響評価に係る手続が進み、事業の内容が固まっていく中で行われるものと考えております。

また、環境影響評価法に基づく手続の中で、関係する区域内において説明会を実施することが規定されていることから、市としましても事業者に対し、事業に関する適切な情報開示を求めるとともに、十分に周知を行った上で説明会を実施するよう要請してまいります。

なお、配慮書を議会に提示することについて事業者側に確認したところ、市が保管 している図書を閲覧することは差し支えないが、コピーの流出や記載事項の二次使用 などがないよう配慮してほしい旨の回答を得ております。

次に、海上の環境影響評価についてであります。

再エネ海域利用法は、海洋基本法に規定する海洋に関する施策との調和を図りつ

つ、海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、必要な措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的としております。

促進区域の指定後に定められる事業者の公募占用指針により評価の基準が定められ、公募で選定された事業者が海域において洋上風力発電事業を実施することが可能 となるものであります。

また、環境影響評価法では、環境影響評価の実施主体は、事業を実施しようとする 事業者とされておりますが、その手続上において地方公共団体が意見を述べる機会が 設けられております。

県では、個々の洋上風力発電事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、住民生活や景観など環境へ配慮し、地域住民等の理解を得て事業を行うよう求めていると伺っており、市においても同様であります。

次に、計画から事業化までの許認可同意の必要性についてであります。

計画から事業化までの過程において、市の許認可を要するものはありませんが、環境影響評価法に規定する各手続において意見を述べる機会があるほか、再エネ海域利用法に規定する法定協議会が組織された場合は、法定協議会に参加し意見を述べる機会があります。

次に、関係自治体の協議の必要性についてであります。

市では、本市の周辺海域における洋上風力発電設備の設置が市民の生活環境へ影響を及ぼす可能性を考慮し、県や関係市町村間における情報共有に努め、連携を図っているところであります。

今後、法定協議会の開催等、洋上風力発電事業の具体化に向けた動きが進んでいく ことが見込まれるため、相互間の連携をなお一層強化し、協調して対応してまいります。

次に、自治体や漁業者への財源措置についてであります。

漁業者への補償等については、事業を実施しようとする事業者と漁業者の間で協議 されるべきものと認識しており、その協議が十分に行われるか注視してまいります。

ご質問の第2点は、家庭系ごみ有料化素案についてであります。

まず、有料化の必要性と引き上げ案の内容についてであります。

本市におけるごみの排出量でありますが、平成27年度の総排出量は7,393 トン、1人1日当たりの排出量は678グラム、平成28年度の総排出量は7,090トン、1人1日当たりの排出量は665グラム、平成29年度の総排出量は6,840トン、1人1日当たりの排出量は656グラムとなっております。

このように、ごみの総排出量は、人口減少に伴い減少傾向にありますが、家庭系ご みの1人1日当たりの排出量においては、ほぼ横ばいで、過去数年にわたり県内市町 村で最も排出量が多い状況であります。

ごみ処理に係る財政負担については、ごみの焼却処分等の経費として八郎湖周辺クリーンセンター負担金、収集運搬に係る経費及び最終処分に係る経費などでありますが、平成 2 7 年度は 5 億 3 , 2 8 6 万 1 , 0 0 0 円、平成 2 8 年度は 5 億 2 , 8 8 5 万 3 , 0 0 0 円、平成 2 9 年度は 5 億 2 , 9 4 2 万円となっております。

現在の指定ごみ袋は、市が指定する厚さ、寸法、色、材質、デザイン、印刷色等の 規格を満たしているものであって、市がその製造を認定しているものを販売店が商品 として販売しているものであり、市への歳入はないものであります。

家庭系ごみの有料化の目的と効果でありますが、一つ目として、ごみの減量を図ることであります。市民にとって、ごみの処理手数料の負担が目に見える形で確認できることになり、費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、排出抑制が期待できるものであります。

二つ目は、公平な費用負担を図ることであります。家庭から排出されるごみの処理については、税を財源として市が処理を行っているため、市民の費用負担としては、排出量が多くても少なくても同じであることから、ごみの排出量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担する仕組みにより、多くごみを出すほど多く負担し、減量に努力すれば負担は軽減されるといった受益者負担の公平性を確保するものであります。

三つ目は、ごみに対する意識の向上を図ることであります。有料化により、ごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が生じることで当事者としての排出責任が明確となり、一人一人が自分事として環境問題の重要性、ごみの減量だけでなく適正処理や効果的なごみの処理事業の必要性を意識するきっかけづくりとするものであります。

県内市町村の家庭系ごみ1人当たりの排出量でありますが、平成29年度一般廃棄物処理状況調査の結果によりますと、最も少ないのが東成瀬村の441グラム、続い

て五城目町450グラム、横手市497グラム、秋田市と八郎潟町504グラムなどであります。最も多いのは、本市で656グラム、続いて小坂町632グラム、鹿角市617グラムで、600グラムを超過しているのはこの3市町であります。

排出量の少ない自治体の減量化対策とごみ袋の価格であります。最も少ない東成瀬村では、有料化は未実施であり、昭和45年から有料化実施済みの五城目町では、45リットルサイズに相当する大サイズ10枚入り400円、平成19年度から有料化実施済みの横手市では、45リットル20枚入り630円、平成7年度から有料化実施済みの八郎潟町では、45リットル10枚入り500円、平成24年度から有料化実施済みの秋田市では、1リットル当たり1円の手数料を指定ごみ袋の代金に上乗せしているものであります。

1人当たりの排出量の多い本市、小坂町、鹿角市では、いずれも有料化未実施であります。

次に、ごみ袋の価格についてであります。現在の指定ごみ袋の価格の算定基礎についてでありますが、指定ごみ袋は、市が製造を認定した業者が製品として販売しているもので、製造原価、仕入れ価格、流通に要する経費など価格決定に必要な情報はもとより、どのように価格が設定されているのかは、把握していないものであります。

また、家庭系ごみ有料化後の指定ごみ袋の価格についてでありますが、ごみ処理手数料の納入方法を手数料の負担額がわかりやすいよう、指定ごみ袋の購入時に容量に応じた手数料を上乗せして納入する方式としており、現在のごみ袋と同様に販売店の商品であるものと想定していることから、お示しできないものであります。家庭系ごみ有料化実施計画素案にも具体的な記載はしていないものであります。

商品の価格設定の基準となる指定ごみ袋の形状や厚さなどの規格については、市が 指定することとなっておりますので、できるだけ使い勝手のよいコストの低いものを 選定したいと考えております。

なお、現在の本市の指定ごみ袋の店頭価格については、独自に14店舗において調査した結果、大10枚入り税込価格で189円が11店舗、その他では186円、184円、175円で販売されておりました。

家庭系ごみ処理手数料は、これまでになかった制度であり、市民に経済的な負担を 求めることになることから、収入後、使途について明確にし、透明化する必要がある ため、手数料収入や使途については、広報おがやホームページなどでわかりやすく公 表してまいります。

収支計画についてでありますが、手数料収入は約2,800万円が見込まれるものであり、ごみ処理に要する直接的な財源とするほか、これまで実施してきたごみ減量等に関する情報発信、生ごみ処理器購入の支援、不法投棄防止対策などに加えて循環型・低炭素型社会の構築に向けた環境施策としてごみ減量に積極的に取り組む団体や個人の育成、ごみ減量施策の充実及び地域における清掃美化活動への支援など、住みよいまちづくりの財源として活用してまいります。

次に、市民への説明とアンケート調査の実施についてであります。

有料化の実施に必要な事項を定める家庭系ごみ有料化実施計画の制度内容については、市民の皆様から広く意見を聴取するため、住民説明会を開催するほか、インターネットを活用し意見を公募することとしております。

住民説明会は、7月25日から8月5日までの日程で、市役所及び公民館で、主に 平日午後に開催する予定であり、広く市民を対象とするため、日曜日の午後にも開催 することとしております。

住民説明会の開催告知については、広報おが7月号、ホームページに掲載するほか、周知について各自治会に要請してまいります。

なお、議会での意見、説明会や意見公募による意見につきましては、内容を十分に 検討し、家庭系ごみ有料化実施計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査の実施についてであります。

家庭系ごみの有料化に関するアンケートを実施する予定はありませんが、今年度が総合戦略の最終年度であることから、その効果検証について、また、来年度の総合計画後期基本計画策定に向けてアンケート調査を予定しております。

ご質問の第3点は、国民健康保険税の引下げと軽減措置についてであります。 まず、引下げ内容と財源についてであります。

県が示しております1人当たりの国保税額についてでありますが、今年度分については、県が行う事業費納付金額の試算に基づき、税に求めるべき必要額を被保険者数で除したものであり、昨年度分については、昨年10月時点の低所得者軽減等を反映しない保険税額を被保険者数で除したもので、算出方法が異なることから、比較対照

できるものではないものであります。

今回示された今年度1人当たり国保税額10万9,927円と同様の方法により算出された昨年度国保税額は9万6,535円であり、県の試算においても前年度と比較して1万3,392円の増額となるものであります。

昨年度の国民健康保険特別会計の決算見込額については、2億3,343万9,000円の黒字となる見込みであります。

今後の国保財政運営の見込みでありますが、歳出面では、保険給付費が増加傾向にあることで事業費納付金が前年比約3,800万円、4.6パーセントの増と県全体の4.1パーセントの伸び率を上回っており、今後も年々増加すると見込んでいるところであります。

歳入面では、被保険者数の減少や高齢化による所得の減少により税収が減少すると 見込んでおり、数年を経ずに歳入不足が生じる可能性があることから、基金における 財源補てんが必要になると見込んでおります。市としましては、税率を決定する際に は、これまで同様、国民健康保険事業運営に必要な保険税額や課税所得等により判断 するべきものと考えており、今後の財政状況の推移を注視しながら、健全な事業運営 に努めてまいります。

次に、軽減措置の充実についてであります。

まず、国民健康保険税額についてでありますが、30代夫婦で給与収入がおのおの20万円、子供2人の場合は38万9,300円、給与収入が240万円の20歳単身者の場合は20万9,100円、年金収入で夫が70歳で120万円、妻が70歳で60万円の場合は2万8,000円、40代自営業の夫婦で中学生の子供が1人の3人世帯で所得額が250万円の場合は48万8,300円であります。

次に、軽減措置についてでありますが、国民健康保険税においては、世帯の合計所得が一定以下の場合には、7割、5割、2割の軽減措置により均等割、平等割が減額されることになります。

次に、均等割と平等割の廃止についてでありますが、国民健康保険税の賦課については、地方税法において、所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式、または、所得割、均等割及び平等割の3方式、または、所得割、均等割の2方式のいずれかによるものと規定されており、平等割を廃止することは可能ですが、均等割を廃止するこ

とはできないものであります。

また、平等割の廃止については、秋田県内の多くの市町村が3方式を採用しており、平成29年12月に策定された秋田県国民健康保険運営方針においても市町村標準保険税率の算定方式を3方式としているため、現時点では考えていないものであります。

次に、低所得者への減免と市の対応についてでありますが、男鹿市国民健康保険税 条例において減免が規定されており、これまでも広報おがやホームページ、納税通知 書等で減免制度の周知を図っているところであり、減免申請があった場合には、収入 額等の生活状況や担税力を精査しながら、条例等に基づいて減免を決定しておりま す。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝君) 再質問について、佐藤巳次郎君からは一問一答方式によりたい との通告がありますので、これを認めます。8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) 今、市長からいろいろご答弁いただきまして、ありがとうございます。なかなか答弁が飲み込めない部分がいっぱいございますが、時間が14分ぐらいよりないので、全部お聞きすることはできませんけれども、風力発電のかかわりで一つお聞きしたいのは、男鹿市が国定公園に指定されているわけで、国定公園法とかいろいろ法律の規制があると思いますが、そういう場合、この今回の風力発電にかかわって国定公園というところでの規制というものがあるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。
- ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

今回の範囲につきましても国定公園の区域は除かれております。さらに、国定公園 の区域から半径 5 キロメートルの範囲には、その指定区域に入らないということに なっております。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) 国定公園の範囲の中では入らないということですが、そうすれば今回の事業者の計画の中で若美沖というのがあるわけだけれど、これに関しては

国定公園、海の場合は国定公園は除かれると、こういう理解でよろしいんですか。

○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

あくまでも現時点の国の方針でございますけれども、国定公園区域は除かれますので、現在、若美沖に計画されている場合でも、五里合近辺、五里合漁港近辺から5キロメートル離れたところよりも外側というふうになりますので、宮沢の海水浴場の沖合いは入る可能性がありますけれども、それより半島側の方には範囲に入らないものと予想しております。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そうすれば、洋上風力でなくて、今、市内の各地に陸上での 風力発電がありますし、現在建設中もあるわけだけれども、これについては国定公園 との関係はどうなんですか。
- ○**議長(吉田清孝君)** 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

- ○総務企画部長(柏崎潤一君) 現在の陸上風力につきましても同様に国定公園の範囲は外れております。いわゆる環境アセスが必要な大型風力については、国定公園の範囲を外れたところに立っているものでございます。それについては5キロメートルという範囲はございません。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) 陸上の場合も国定公園法からいけば、まずかなり若美地区だとか五里合地区さかなり、男鹿中もあるんですけども、そういうのはこの関係からいけば何でもないという、そういう理解ですか。
- 〇議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) 現在陸上に立っている風車については、その範囲から 外れているものでございます。ただ、その環境に配慮することで、当然許可は必要で すけれども、それをクリアしているということでございます。

また、国定公園であれば絶対だめということでもございませんで、これについて

は、その地域との話し合いで立っている地域もありますけども、男鹿半島に関しましては、その国定公園の範囲内には立っておりません。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そうすれば、その今、私が述べた地域のところの陸上は、国 定公園以外ということですか。国定公園は男鹿市全体が国定公園に指定されているん じゃないですか。
- ○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】
- ○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) お答えいたします。 陸上の風力発電につきまして、自然公園法におきましては、第三種特別区域においては、県知事の許可を得て建設が可能というふうに規定されております。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) まずそれはそれとして、私、午前中に質問した中で洋上風力 の発電量等、現在の私のわかる範囲内の計画を全体の延べ数、キロワットで質問して いますが、私の話した数字は間違いあるのかないのか、そこのあたりはどうですか。
- ○議**長**(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

- ○総務企画部長(柏崎潤一君) 議員が発言されましたその洋上風力の容量ですけども、これにつきましては同海域で計画されているすべての計画を合わせるとそうなるということでございます。この後、国が地域を指定して、その中で公募をして、多分1社というか1計画になると思いますけども、そういう選定が行われますので、こういうふうに計画されているすべての風車が立つということではないというふうに考えております。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そうすれば、今計画された中でも除かれる可能性があるということですが、仮に除くとなればですよ、どういう検討がされた結果、いろいろあろうかと思いますが、どういうふうになるのか、どのぐらいの削減が可能なのか、そのあたりわかるすか。
- ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

## 【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

- ○総務企画部長(柏崎潤一君) そのはっきりしたことはわからないわけですけども、こちらの手持ちの情報によりますと、今回の洋上風力におきましては、これまでのように、いわゆる売電価格を国が決めて、その価格で買い取るというような方式ではなくて、各事業者がその価格を入札するという方針のようです。したがいまして、各事業者では、どのくらいの規模で、どのくらい発電すれば、それが事業可能なのかということを含めて計画していると聞いておりまして、当然、送電のコスト、それから送電施設の準備にもよると思いますけども、大規模になっても50万キロワットぐらいがめどではないかと、いわゆる風車50基がめどではないかという話を伺ったことがあるという程度でよろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そうすれば、どういう場所で、法定協議会の中で決めるのか、国・県が決めるのかよくわかりませんけれども、そういう各事業所に対して決定される時期というのはいつごろなんですか。
- ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長 【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】
- ○総務企画部長(柏崎潤一君) 手元の情報では、いわゆる事業をする海域、要は30年間海域を貸し付けるその法律に基づく海域が決まるのが今年中ではないかと、その後で、その中でどういう事業をどういうふうに行うかというのを決めてから公募が行われるということで、その後ということになろうかと思います。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) この風力発電、自然エネルギーということで非常に大事なエネルギー源なわけだけれども、それにしても秋田県には非常に大変な窮屈な大きな数字になるわけで、これからもいろいろ問題が出てくるだろうと思いますが、県の方では法定協議会を立ち上げると思いますが、まだ立ち上げていないのか、男鹿市がその中に入る予定なのか、それとも別の協議会等があって、それで協議されているのかどうか、そのあたりはどうですか。
- ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

- ○総務企画部長(柏崎潤一君) この法定協議会に関しましては、その海域が決まり、 公募による事業者が決まった後で、その区域の法定協議会がつくられるということで ございますので、現在のところ、どの地域のどの団体がその協議会に入るかはわから ないわけでございます。この後、海域が決まり、海域で事業をする事業者が決まり、 その後ということになります。この場合、これがいわゆる男鹿沖がその範囲に入った 場合、当然男鹿市が法定協議会の方に参加するということになると思います。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) わかりましたが、新聞報道によれば、県が各漁協の代表だと 思いますが集めていろいろ聞き取りとか協議とかしているというのが報道されていま すが、それらについて市長自身も県とのかかわりの中で会議等があったもんですか、 そのあたりはどうですか。
- ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) これにつきましては、秋田県では早くから洋上風力ということで可能性の調査と、それから構想を立てておりました。今回の国の指定の応募に関しても県全体でこれに手を上げるべく、各漁業者、関係者に、その指定区域に手を上げるための同意を取ったというふうに聞いておりますので、いわゆる構想、戦略段階での同意ということで、個々具体的な検討、それから協議は行われていないものと承知しております。

また、能代沖では、研究会が立ち上がっておりまして、これに対しては市の方でも 参加しております。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) このできた後の漁業者とか市に対する財源措置というものを 伺ったけれども、漁業者については、それぞれこの後、何らかの措置があろうことの いうことのお答えではなかったかなと思いますが、自治体については洋上という場合 は、まるっきり財源措置がないと、そういう理解でいいですか。
- ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) それにつきましても、地先ということでありますの

で、固定資産税に関しましても、どういうふうな地先の計測するのかってまだ決まっておりません。あるとすれば固定資産税なんですけれども、その海域をどういうふうに区割りして、どこの市町村の所属になるのかということがまだ決まっておりません。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) 固定資産税が入るんだとすればですよ、所有者がいなければ 固定資産もらわれないわけで、海域だと、仮に地先であっても、それが事業者のもの にもなっていないわけで、そういう財源というのは実際出てこないのでないですか。 そのあたり。
- ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

- ○総務企画部長(柏崎潤一君) 固定資産税ですので、つくった風車の償却資産という ことになりますので、何らかの形で沿岸の市町村等に固定資産税等のいわゆる恩恵と いうものはあるのではというふうに予測しておりますが、その地先をどう決めるの か、経緯度で決めるのかというのはわかっておりません。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) 洋上風力については、この後の質問者もおりますので、ご遠慮したいと思っています。

それで、次はごみ処理の関係ですが、私たちにはこの素案というものが示されました。これを見ますと、この3ページです。これを見ると、ごみ処理手数料の納入方法ということで、市に登録した販売店で市民が有料指定袋を購入する際に、ごみ袋の価格にごみ袋の容量に応じたごみ処理手数料を合わせて納めることと、こういうふうにうたっておりますので、ここを読むとですよ、ごみ処理手数料とごみ袋の価格というのは別物だと、そういう理解のこの文章だと思いますが、いかがですか。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

おっしゃるとおり、今、素案の方では加算方式という方式をとっています。今現 在、男鹿市のごみ袋につきましては、商品として出回っているごみ袋でございまし て、ごみ袋を売っている、商品で売っているというだけで、市の方には手数料等は納入なっておりません。加算方式ということで、そのごみ袋に手数料を加算するという方法になりますので、1リットル1円ということで45リットルですと45円が加算されるということになります。

今現在この方式をとっておりますのは秋田市でございますが、秋田市のスーパー等でごみ袋の料金会計、表示を見ていただきますとわかると思いますが、ごみ袋料金として税込みで幾ら、プラス処理手数料幾らというふうにわかりやすく表示されている状態でございます。男鹿市もごみ袋の値段と処理手数料の値段を明確化にするということで、この加算方式を提案してございます。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そうすると、ごみ袋の価格というのは、男鹿市の場合どのぐらいなんですか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長 【市民福祉部長 山田政信君 登壇】
- ○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

現在市販されているごみ袋は、製造されて卸業者に入りまして、それが小売店が購入して売っているということになりまして、市長が先ほど答弁の方でもございましたが、こちらの調査では価格の統一化とはなっておりません。各店舗によってまちまちでございまして、調査の結果では、大10枚入り税込み価格で189円が11店舗、その他では186円、184円、175円と、それぞれの店舗によって価格が違うものでございます。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) それぞれによって価格が違うということですが、この素案によればですよ、処理手数料の額は、まず 4 5 リットルの袋であれば 1 0 枚で 4 5 0 円と、こういう設定していますが、ごみ袋の設定が素案の中には額としては一つも載ってないわけです。それはどういうわけですか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、ごみ袋の料金が定額ではなく、商店によって違うものですから、市の歳入といたしましては、手数料1リットル1円、これを手数料としていただくということで素案に表示させていただいております。あくまでもこのごみ袋の料金というのは、商店で売っているもので、市の方には歳入としては入ってきませんので、それらは確定できないということもございまして、素案には表示してないものでございます。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) ちょっと説明わがらねども、値段はあって市に歳入は一つも 入らないと、こういうことあるすか。男鹿市だって、この袋をつくるのにかなりの金 をかけてるわけでしょ。それが何もその収入は市さ入らないと、みんな販売店の方さ 入ると、こういう理解でいいんですか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長 【市民福祉部長 山田政信君 登壇】
- ○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

男鹿市における指定ごみ袋につきましては、平成24年5月までは卸売り業者と販売代理店と指定ごみ袋の規格を決めた上で市が価格決定に関与しておりましたが、その後、平成24年5月以降、独占禁止法違反を誘発する恐れがあるという公正取引委員会の見解もございまして、平成24年5月以降はこの協定を解除して、製造に関しては市が認定しているものの、この販売に関しては流通販売価格については市は関与しないということになっておりまして、秋田市同様に市では関与せず、あくまでも市が認定したごみ袋を商店が売っているという状況でございます。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) それではせば、男鹿市で袋をつくるに、みな業者さ頼んであの袋を市でつくってるわけでしょう。それの経費あるわけでしょう。でないの。違う。誰がこのごみ袋をつくるの。市の方で計画して、みなリッターまでみなあって、袋の容量もあるのに、袋つくるに男鹿市でつくってねと、こういう理解でいいんだか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

## 【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

- ○市民福祉部長(山田政信君) 先ほども申し上げましたように、市がその規格、材質等を認定して、製造業者を認定すると。その流通に関しては市は関与してございません。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そういう手法だわけだ。ちょっと考えられないね。だけれども、まず私も時間ないので長々しゃべってらいねですけども、いずれここの文章を見るとですよ、ごみ袋の価格にごみ袋の容量に応じたごみ処理手数料を合わせて納めると、販売店がですよ、そういうふうになってるわけだから、私はごみ袋の価格というのはあるわけで、それをこの素案の中にそれぞれの容量に応じたというか、全部同じ値段だかどうだかわからないけど価格設定というものが文章に載らないとうまくないんじゃないかと思いますので、後で検討してください。

あと時間ありませんので、国民健康保険税のかかわりでお聞きしたいと思います。 例年ですと、例年というか都道府県化になって県の方で管理するということで保険 税の額も明示されておりますし、そういう中で今回は県の保険税率について県では出していると思うわけです。県の資料によりますと、平成31年度の国民健康保険税が1人当たり10万9,927円だと。それで、昨年が12万4,372円だと。その差額1万4,445円が引き下げになると、こういう県の資料はそうなっているんです。これに間違いないですか。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

県の方で示しました税額、1人当たりにつきましては、国民健康保険事業費ということで県に納める納付金の算定結果の表の中に平成31年度の1人当たり国保税額が示されております。先ほども答弁の方で申し上げておりますが、この1人当たりの国保税額というのは、あくまでもこの必要保険税の総額を単に被保者数で割った数字でございます。県では参考的に示した数字でございまして、実際に税を算定するに当たりましては、当然所得情報により異なってくるものでございますので、あくまでも県の方ではこの被保者数で割っただけの数字を参考的に載せております。

また、平成30年の1人当たり国保税額、これが12万4,372円ということで確かに減額になっておりますが、この平成30年の1人当たり国保税額につきましては、昨年10月時点の低所得者軽減等の調査の中で用いられた数字を、これも単に被保者数で割っただけの数字で、あくまでも参考として示されたものでございます。

昨年同時期に示されました、同じ算定方式で示されました平成30年度におきます納付金の算定にかかわる額における1人当たりの国保税額は9万6, 535円となっておりまして、これを比較いたしますと平成31年度におきましては1万3, 392円の増額となるというふうな結果となります。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤**巳次郎君**) そうすれば、男鹿市が国保税高くなるというんですか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

当然、事業費納付金につきましては、昨年度と比べまして診療費等の増額に伴いまして額が上がっております。それに伴って、それに求める保険税額というのはプラス増額になっておりますが、現在、保険の特別会計の中で基金もございますので、これらは吸収する形として税額の変更は今年度はないというふうにしております。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) 一番最初の私の質問の中で今年度の、平成30年度の国保税の決算の結果を聞いたら、1億某の黒字になると言わなかったですか。平成29年度がその額だすべ。平成30年度、この3月での決算の額がどのぐらいの予定だがって聞いてるんですよ。2億三千何ぼはそれはあれだすべ、平成30年度分だすべ。今、平成31年度だっけ。そのあたりどうですか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

平成30年度の決算見込み額ということで答弁させていただきました。2億3,3

43万9,000円の黒字となる見込みであります。

- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そうすれば、前年度の積立金、国保の基金の額と合わせれば、どのぐらいになるんですか。
- 〇議**長**(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

平成31年3月末現在の基金残高が2億3,700万ほどなってございます。これに平成30年度決算剰余金の2分の1が基金に積まれることになりますので、さらに1億1,500万ぐらいが積まれることになります。

- ○8番(佐藤巳次郎君) だからトータルどのぐらいなるっていうんだや。
- ○市民福祉部長(山田政信君) 3億8,000万から9,000万ぐらいになる見込みでございます。
- ○議長(吉田清孝君) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎君) そのぐらいの基金残高になるんですよ。それを今年度、何ら軽減措置をとらないと。4億近いそういう基金なるのによ、して県の方では引下げ額が出てるわけだすべ。して、あんだ方では県への納付金だすな、8億6,886万2,000円、これは予算措置してるんですよ。今年度の医療費を県で負担する分。せば、それに応じた国保税が出てくるわけでしょ。それは結局1万4,445円安くしなさいと、こういう私は勘定だと思っていますよ。それをやらないで基金だけ残しておくと。これは非常にうまくない手法だし、加入者にとっては多額な基金をそのままにしておくかと、我々議会が怒られますよ。五城目町議会でも、この間新聞に載ってましたけども、県に示された額の引下げ額でも、なおかつ基金があるということで否決されて、もっと安くすると、また提案し直しすると、こういって町長が話をしている、そこまでやってるんですよ。そういう中でこの男鹿市は何だすか。加入者さ何らその軽減措置をとらないと、自分方の腹の中だけでやって、こういった数字を見る限り、絶対私は引下げ可能だと思いますよ。もっとやはり見直しするべきじゃないかと思いますが、いかがですか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

## 【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、事業費納付金につきましては、昨年度と比べまして 4, 000万ほど増額しております。それに伴って税額につきまして 4, 000万ほど増額となっております。これは事業納付金を納付するために保険税に求める金額が 4, 000万ほど増額になっているものでございます。

国民健康保険税の税率改正につきましては、昨年、制度開始時に見直しいたしまして軽減してございまして、決算見込みにおきます税収につきましては、約8,000万ほど減収となっております。現在の基金をすべて注ぎ込んで税率改正しましても、今後におけます被保険者数の減少や高齢化による所得の減少等による税収の減少、また、医療給付費の増額等が見込まれることから、数年を経ずに歳入不足が生じる可能性がございます。市では5年くらいの継続した安定した保険事業、国保事業を続けたいということで、現在、基金を保有しているものでございまして、基金につきましては今後のそういうときに税収をアップすることなく安定した運営に努めてまいりたいということで保有しているものでございます。

以上です。

#### ○議長(吉田清孝君) 8番

○8番(佐藤巳次郎君) 全く被保険者、我々に国保世帯にすれば、全く心外な手法ですよ。金はあっても将来のために、将来が財源がかかると。それだって予想が立だねでね。あんだ方の勝手の数字だよ。我々にせば、今、何億って黒字出てるのに何で安くしないのかというのが市民の考え方ですよ。思いですよ。ほかの市町村はそういうことで安くしているわけだすべ。それを男鹿市はやらないということであれば、私は全く理解でぎねすな。もう一回検討し直して、再提案してほしいということを発言して終わります。

# ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) 申しわけありません。先ほどの答弁で、協議会について、指定を受けてからと答弁をいたしましたけれども、この協議会につきましては、 先ほどのように海域が指定されてから事業の実施にかかわる協議会をつくることもある。 りますし、この指定そのものに関して必要な協議を行うための協議会も設置できるという法律になっておりまして、この協議会は経済産業大臣、国土交通大臣、それから都道府県知事、それから農林水産大臣、関係市町村長、関係漁業者等の利害関係者、学識経験者等というふうな広範囲な協議会が設置できるという規定になっております。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

- ○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) すみません、国定公園内の風車の建設につきまして、先ほど第三種特別地域と申し上げましたが、第二種特別地域につきましても条件を満たせば建設が可能ということでございましたので、訂正しておわび申し上げます。
- ○議長(吉田清孝君) 8番佐藤巳次郎君の質問を終結いたします。
- ○8番(佐藤巳次郎君) ありがとうございました。
- ○議長(吉田清孝君) 次に、10番佐藤誠君の発言を許します。

なお、佐藤誠君からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを 認めます。

#### 【10番 佐藤誠君 登壇】

○10番(佐藤誠君) 今議会最後の質問者となりました。佐藤巳次郎議員がほとんど聞いてくださったので、私はもうしゃべることないかなと思いましたが、せっかく原稿を仕上げまして一生懸命当局も考えてくださったと思いますので、ダブるところは重々あると思いますけれども、復習の意味でももう一度私から質問してみたいと思います。

それにしても本当にきのうの地震は大変びっくりしまして、ちょうどうちの息子も 山形に行ったばかりで、そういうようなときでした。本当に今ごろ、きっとボランティアやってるんじゃないかなと思っております。ぜひまた早く復活されることを祈っ ております。

それでは、私から通告に従いまして、男鹿沖洋上風力発電について、それから、ご みの有料化について、3番目にオガーレ、駅前周辺整備事業について、4番目に国定 公園の整備協議会の必要性について、これらについて質問させていただきます。 それでは、1番目からお願いします。

(仮称)秋田中央海域洋上風力発電事業並びに(仮称)秋田洋上風力発電事業にかかわる計画段階環境配慮書縦覧のお知らせが3月の広報おが18ページに載っていました。男鹿市にも大いに影響があると思われるのでお伺いします。

- (1)まず、市で把握しているこの2事業の計画の内容について、もう一度お知らせください。計画の範囲は、男鹿市のどの地区の沖合であり、海岸から最短距離はどのくらいになるのか。また、さきがけ新聞によりますと出力1万キロワット前後の世界最大級の風車とも報じられていましたが、羽根の中心までの高さ、ハブの高さと言いますが、それはいくらぐらいになるのか、また、羽根の長さは、どのぐらいを想定しているものなのか。また、計画の最大限の発電量を確保するには、1列で済むのか、複数列になるのか、また、どのくらいの間隔で何基設置されることになるのか、どんな色になるのかも伺います。
- (2) 男鹿市にとってのメリットとデメリットを、どのように考えているか伺います。
- (3) 市民への周知は、どのようになされたのかを伺います。議会にも報告がないし、一般市民へは、広報おがの掲載のみで、それも図解でもあればまだしも、文章のみのあの表現でどのくらいの市民が関心を持ったか疑問です。実際に縦覧した市民は何人いたのか伺います。

また、利害関係があると思われる人や業者は、どんな方々になりますか。また、その方々には、どのように告知されたのでしょうか。

また、既に地元関係者による協議会などは設置されているのでしょうか、再質問になりますが、お伺いいたします。

(4) 市長の意向について。

一般海域では、洋上風力発電の普及を目的とした再生エネルギー海域利用法では、 地元の自治体や漁協による協議を経て国が促進区域を指定することになっています。 市では、この事業について、誰から、いつごろ話がきたのか。それに対して、市長自 身はこの事業について、どんな意向を持っておられるのか。そして、市として県や国 に対して、どのような回答をされたのか伺います。 大きい2番。ごみの有料化について伺います。

来年の7月から予定しているというごみ袋の価格は45リットル10枚の場合、450円の処理手数料プラス200円弱の袋代で650円弱になるとのことです。

(1) 市では、家庭系ごみを1人1日当たり500グラムを目標に定めているが、いつまでに達成するつもりで設定したのか。また、そのために具体的にどのような方策を立てて達成しようとしているのか伺います。

それとも、こういう値段を出したということは、既に市民の意向をアンケートなどで聞いて、市民が「もうこれ以上分別できません。ごみを減らせません。」という結論になったのでしょうか。それとも目標達成は、あきらめてしまったのでしょうか、伺います。

(2) もしも目標達成した場合のごみ袋の価格の考え方についてお伺いします。

このごみ処理手数料を算出するためには、当然ごみの量を設定しなければならないはずです。市で算定に使ったごみの量は、現在の六百某のその量を基準にしたものなのか伺います。

また、市民が協力して努力して頑張って、ごみが目標に、500グラムに達成した場合、ごみ処理手数料はもっと減らせるものでしょうか。また、極端な話かもしれませんが、要するに分別さえできていれば、ごみ袋はあえて市指定のごみ袋でなくても、スーパーの袋でもいいのではないでしょうか。透明か半透明の袋であればOKという川崎市のような自治体もあります。そうすれば200円弱のごみ袋代も不要になり、処理手数料のみでよくなるのではないかと思われますが、市の考え方を伺います。

(3) わかりやすく効率的な分別指釘の明確化について伺います。

ごみの量を減らすためには、生ごみの水分処理やリサイクルできるものを徹底的に分別することが重要であることは誰でも理解しています。特に男鹿は、地域的に魚やメロンなど水分を含んだ生ごみが多く発生します。市は生ごみの堆肥化を推進するために生ごみ処理機などに補助をしてきましたが、堆肥を使わない家庭には全く必要ありません。そこで、堆肥を収集する体制ができれば、生ごみはもっと減らせるのではないと考えますが、市の考え方を伺います。

また、先日の議会報告会で市民の方から、魚の生ごみを堆肥化して畑に使用した

が、害獣被害が多くなったという報告もありました。こういうことは男鹿市の特性として考えていかなければならないことではないかと思いますが、どのような対策を考えるのか伺います。

また、ごみの分別についても、まだまだできるのではないでしょうか。市の報告では、雑紙が20パーセントだとのことです。この20パーセントが減らせたら処理費用はどのくらい減額できるのか伺います。また、分別の方法も、種類も秋田県内の13市で比べたら一番分け方が足りないのではないでしょうか。もっときちんと分別できれば、処理費用も安くなるものか伺います。さらに、まだまだ分別に迷うごみが多くあります。市民が迷わずにきちんとした分別ができるように指導できる体制にしていく必要があると思いますが、市の考え方を伺います。

(4) 不法投棄をなくする体制づくりについて伺います。

不法投棄の監視員に経費をかけるのは無駄ではないかとよく言われます。監視員がパトロールして不法投棄を年間何件ぐらい見つけているものでしょうか。また、市民からの通報は、年間何件ぐらいあるものでしょうか、お知らせください。

市民からの通報制度の方が効率的に思われますが、市の見解を伺います。

大きい3番、オガーレ、駅前周辺整備事業について伺います。

(1) ハード面・ソフト面の今までの経費は幾らかかっているのかについてお伺いします。このごろ、よく「オガーレはどうですか。」と聞かれると、市長が話していた「10連休は最高の人出だった。」とか「売り上げが数千万あった。」という話をしてきました。しかし、実は皆心配しているというのです。株式会社おがとしては、今年度は売り上げと人数はクリアできそうだとは思いますが、なかなか議会で聞いても、民間企業だから公表できないという理由で収支を明らかにされてきません。しかし、市も株主であれば株主に報告があるのは普通だと思います。中間決算などはあったのでしょうか。なぜ公表できないかを伺います。市民は知る権利はあるのでしょうか、ないのでしょうか、お尋ねします。

市民がもっと気がかりなのは、全体的に市が資金投入しているオガーレや駅周辺の整備事業がハード面及びソフト面も合わせて、一体幾らになっているのかということなのです。こういう市民の質問に、どのように答えるのかお聞かせください。

(2) 今後の市の介入の考え方と経費について。

オガーレオープンの昨年度は、ハード面・ソフト面でさまざまな援助をしました。 今年度からはソフト面で応援していくということでしたが、今後どのように、どの程 度のかかわり方をしていくつもりなのか伺います。

また、男鹿駅周辺整備事業としてJR用地を購入する際のJR施設の移転補てんも 初めて出てきました。こういうのは後出しでいいものでしょうか。

(3) CAS及びレストランの運営の状況について。

CASについては、オガーレの誘客の目玉の施設として設置したのに、すっかり端に追いやられてしまい、見学に行く人もほとんどいない施設になっているのではないでしょうか。テナント料の値下げのお願いもあったという話も聞いています。市も放り投げているような施設になっていないでしょうか。また、レストランについては、売り上げの一定のパーセンテージをテナント料とする方式であるため、固定したスペースを使っているにもかかわらず、売り上げがあっても上がらなくても全く関係ないという店舗になっていると思われます。今後、市としては費用対効果の観点からも、この2施設をどのように考えていくのか伺います。

- (4) 津波避難タワー、漂流物対策施設について津波避難タワーがオガーレの近くにできるという話が以前ありましたが、実際どこにどんなものが、いつできるのか伺います。また、漂流物対策施設も計画されていると聞きますが、オガーレや駅周辺には、どこにどんなものができるのか伺います。
  - (5)海の釣り掘の考え方について。

ちょうど4年前、まだ複合観光施設がフェーズワン、ツー、スリー、そして、駅からドームがかかったイメージ図が提案されたころ、風で係留した船がぶつかるため使われていないョの字埠頭を海の釣り堀にする提唱をしていましたが、最近、市長も海の釣り堀を考えておられることが広報に載っていました。女性も子どもも男鹿で、ゆっくり時間を忘れて安全に釣りを楽しんでもらうには最高のロケーションだと思います。ぜひ前向きにご検討いただきたいと思いますが、見解を伺います。

大きい4番、(仮称)国定公園整備協議会の必要性について。

国定公園をどのように守っていくのかについては、いろいろな見解を持つ自然保護 団体がばらばらに主張し合っていては、いつまでも解決しません。市が県とともに、 さまざまな自然保護団体の意見を聞き、市が主体になってどう考えるのかの方針を決 めなければ、いつまでもこの問題は終わりません。ぜひ協議会をつくるべきと考えま すが、市の考え方を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長(吉田清孝君) 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 佐藤議員のご質問にお答えします。

ご質問の第1点は、男鹿沖洋上風力についてであります。

まず、2事業の計画の内容についてであります。

秋田中央海域洋上風力発電事業については、計画の範囲が潟上市沖及び秋田市沖であります。風力発電機は、ハブ高さが101メートルから140メートル程度、ブレードの回転直径が152メートルから220メートル程度、最大84基で総発電出力を最大50万キロワットと設定し検討を進めていると伺っております。

秋田洋上風力発電事業については、計画の範囲が八峰町沖、能代市沖、三種町沖及び男鹿市沖であり、本市若美地区北部の地先が計画範囲に含まれるものであります。 風力発電機は、ハブ高さが112メートル程度、ブレードの回転直径が180メートル程度、最大158基で総発電出力を150万1,000キロワットと設定し検討を進めていると伺っております。

また、いずれの事業においても発電機の配置と色については、機種の選定や現地調 査等を踏まえて検討するものとされております。

なお、ご質問の2事業のほかに、若美地区地先を含む海域において、秋田県北部洋 上風力発電事業ほか1事業が検討を進めていると伺っております。

次に、市のメリットとデメリットについてであります。

メリットとしては、本市地先の海域に洋上風力発電設備が設置されることにより、 固定資産税収入が見込まれるほか、設備の建設、保守等に関連して経済波及効果が見 込まれるものであります。

デメリットとしては、設備の設置に伴う環境の変化により、陸地からの眺望、漁業、船舶の航行、テレビ電波等、地域住民の生活環境への影響が懸念されるところであります。

次に、市民への周知と説明についてであります。

市民への周知については、2事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について広報おが3月号に記事を掲載したところであります。縦覧は、市役所、事業実施想定区域付近の支所、出張所及び各事業者のホームページにおいて実施しましたが、縦覧した人数については、市では把握しておりません。

また、漁業従事者等地域の利害関係者との協議については、環境影響評価法に基づく手続及び事業の具体化に向けた検討の中で、事業者より説明がなされていくべきものであると認識しております。

なお、現時点で法に基づく協議会は未設置であります。

次に、私の意向についてであります。

ご質問の2事業については、昨年12月から本年1月にかけて事業者より概要説明がありました。風力発電や太陽光発電の新エネルギーの導入は、地球温暖化防止や低炭素化社会の構築など、市の総合計画の重点施策とも合致しており、本市の特性を生かした有効な資源活用と考えております。

洋上風力発電事業の実施に当たっては、地域住民の生活環境への影響が懸念される 事項について、多角的かつ網羅的に調査を実施し、事業者より地域住民や関係団体に 十分な説明がなされる必要があると認識しており、県に対しても同様の意見を述べて いるところであります。

ご質問の第2点は、ごみの有料化についてであります。

まず、1人1日500グラムまでの減量方策についてであります。

家庭系ごみ排出量の目標値は、平成28年度から平成37年度までを計画年度とした一般廃棄物(ごみ)処理基本計画において掲げている数値目標であります。

また、平成28年度に策定した男鹿市総合計画における環境と循環型社会形成においても10年後のビジョンとして同様の数値を掲げているところであります。

市では、計画の目標達成に向け、排出ルールの周知、減量化に向けた情報発信、生ごみ処理機(器)購入に対する支援、EM菌による生ごみ堆肥化講習会の開催、不法投棄防止対策、事業系ごみの適正排出の推進及び食品ロスの啓発強化などに取り組んでまいりました。

しかしながら、家庭系ごみの1人当たりの排出量は、平成29年度実績で656グラムと過去数年にわたり、ほぼ横ばいであり、本市は県内市町村で最も家庭系ごみの

排出量が多く、減量化の進展が見られない状況にあります。そのため、新たな取組として、ごみの減量化を図ること、公平な費用負担を図ること、ごみに対する意識の向上を図ることを目的に家庭系ごみの有料化を進めるものであります。

次に、家庭系ごみ排出量の目標値を達成した場合の価格の考え方についてであります。

ごみ処理手数料の料金設定に当たっては、ごみ処理費用のすべてについて市民の負担とするための積算をしたものではなく、排出抑制の効果を得るために、市民に排出抑制を促す程度の料金水準とすること、不法投棄や不適切な排出を誘発しないよう過度の負担を求めないこと、周辺の市町村との均衡を図ることについて留意しているものであります。

有料化によりごみの減量を推進することは、大量生産、大量消費及び大量廃棄型のライフスタイルから脱却し、資源の循環・再生利用、廃棄物の適正処理を進めることであり、天然資源の消費抑制と環境影響へ配慮することで、地球環境はもとより本市の恵まれた自然環境を守り、未来の子どもたちに本市の自然豊かな環境を守りつなげていくことが我々の責務であるためでもあります。

また、数値目標は、国が平成25年に策定した第3次循環型社会基本計画において、循環型社会を形成し持続的な社会づくりを進めるため、平成32年度までに達成すべき目標値として掲げた数値と同様でありますが、昨年6月に策定された第4次計画においては、令和7年度までに440グラムの目標値に改訂されており、現在の数値目標は通過点に過ぎないものであります。

有料化による手数料は、ごみの処理のための財源として効率的な活用につなげるものでありますので、単に減量目標が達成されたことだけでは無料にすることは考えていないものであります。

指定ごみ袋の使用については、燃えるごみ、燃えないごみの分別を明確化し、分別を促進すること、他の自治体からのごみの流入を防止するなどの効果があり、必要なものと考えております。

次に、効率的な分別指針の明確化についてであります。

生ごみの堆肥化については、ごみ減量化対策の一環として、EM菌による生ごみ減量講習会の開催や生ごみ処理機の購入に助成するなど積極的に進めてきたところであ

ります。

生ごみ堆肥の収集については、収集や保管に係るコストが大きいことや家庭で生成した生ごみ堆肥は、肥料取締法に基づく肥料でなく、販売できないため、家庭以外での利活用の掘り起こしが必要であることなどの課題があり、難しいものと考えております。

生ごみの適切な堆肥化については、今後も講習会などを随時開催し、周知してまいります。

次に、ごみの分別促進による減額効果についてであります。

八郎湖周辺クリーンセンターに平成 2 9 年度に搬入された可燃ごみの種類組成の分析結果によりますと、紙、布類が 4 3. 5 パーセント、ビニール、皮革類が 4 0. 5 パーセントなどとなっております。 3 成分分析では、水分 5 1. 2 パーセント、可燃分 4 4. 1 パーセント、灰分 4 . 7 パーセントとなっております。この結果から見ても、生ごみの水切り励行、雑がみの分別徹底によるごみの減量効果は期待できるものであります。

なお、ごみ処理費用は、ごみの焼却処分等の経費、収集運搬に係る経費及び最終処分に係る経費などの積み重ねであることから、雑がみの分別によるごみの減量効果をもって処理費用の削減額を推し量ることは困難でありますが、ごみ処理施設の負荷軽減、収集運搬体制の縮減及び最終処分量の減少など経費削減につながる効果が期待されるものであります。

分別の種類については、効率的な処理のため、可燃ごみ、不燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル、粗大ごみ、古布及び水銀含有ごみの4種類の分類としております。

県内25市町村の分別数の平均値は8.6であり、環境省の一般廃棄物処理実態調査の結果においても、分別数を多くすることと、ごみの減量に明確な相関関係が見られないことから、現状の分別種類を維持したいと考えております。

ごみの適切な排出方法や分別方法については、これまでも広報おがや出前講座を通じて、ごみの排出や分別に関する情報発信に努めているところでありますが、まだまだ市民への周知活動が十分ではないと受けとめております。

今後も、ごみ有料化に向けて、ごみの分別や減量化に効果的な周知方法を模索し、

市民周知を図ってまいります。

次に、不法投棄をなくする体制づくりについてであります。

不法投棄された廃棄物は、自然環撹や景観を損ねるだけではなく、土壌や水質に重大な影響を与えかねないものであります。不法投棄監視員は、不法投棄が行われやすい場所や不法投棄を防止するため、担当地域内を定期的に巡回しており、不法投棄者や不法投棄物を発見した場合に、市へ報告することとしております。

市では、監視員からの報告により、現場を確認し、証拠物の収集、調査を行っているほか、環境に重大な影響を及ぼす産業廃棄物の不法投棄については、県や警察とも連携しながらその防止に努めているところであります。

昨年度に回収処分した不法投棄物は、市民からの通報によるものは3件、不法投棄 監視員の巡回によるものは28件で、廃タイヤ、家具廃材、育苗箱のほかテレビ、冷 蔵庫及び洗濯機など、家電リサイクル法の指定品目並びに産業廃棄物など、粗大ごみ の回収対象となっていないものが多く発見されております。

不法投棄の場所は、個人や法人の所有地であることも多く、無断で立ち入ればトラブルに巻き込まれる場合もありますので、市民による通報制度は推奨していないものであります。

不法投棄監視員による巡視は、不法投棄に対し一定の抑止力を果たしていると判断 しており、また、不法投棄は犯罪であることから、県や警察とも連携しながら防止に 努め、不法投棄者が判明した場合は厳しく対処してまいりたいと存じます。

ご質問の第3点は、オガーレ、駅周辺整備事業についてであります。

まず、ハード面・ソフト面の今までの経費についてであります。

ハード面につきましては、平成28年度から昨年度までに複合観光施設整備事業として要した費用は約8億9,460万円であります。

次に、ソフト面についてでありますが、複合観光施設賑わい創出事業として、昨年度の竣工式、オープニングイベントなどの各種イベントに要した事業費は約674万円であります。

また、男鹿駅周辺整備に要している事業費については、昨年度、男鹿駅前土地利用 基本計画を策定しており、この契約額は約299万円でありました。

駅周辺の整備については、本定例会に補正予算案を提出している基本設計、実施設

計等に着手した上で、議会にお諮りしながら進めてまいります。

次に、今後の市の介入の考え方と経費についてであります。

市では重点施策として、オガーレを核とした産業振興を展開することとしており、 農業、水産業及び加工品などの出品者の増加に向けての取組や商品造成への支援など を行うことで、ソフト面でサポートを行ってまいります。

また、オガーレでは、主催・共催等を含め、概ね月に2回程度、誘客を図るためイベントを開催しております。

来月6日・7日には、オープン1周年のイベントとして、「道の駅おが創業祭33まつり」を開催するほか、10月に本市で実施されるイベントの「新・秋田の行事」では、オガーレ周辺が会場となる見込みであり、地域の活性化などの相乗効果も期待できるものであります。

今後も、ソフト面での支援を進めてまいります。

次に、CAS及びレストランの運営状況についてであります。

オガーレの急速冷凍設備棟については、本市の水産物の安定供給や6次産業化のための拠点施設として整備したものであります。急速冷凍設備棟とレストランは、指定管理者である株式会社おががそれぞれの施設を利用している事業者にテナント貸しを行っているものであります。このため、テナントの運営については、あくまでも事業者の意向と指定管理者の考え方などに委ねられるものと認識しておりますが、市としましても指定管理者やテナント事業者等と随時、意見交換をしており、今後も情報共有しながら連携して取り組んでまいります。

次に、津波避難タワー、漂流物対策施設についてであります。

平成25年9月に秋田県が公表した設計津波の水位設定において、発生頻度の高い 津波の高さに対し、県内の港湾区域で唯一、既設堤防の高さが設定津波の水位より低 く、背後地の浸水面積が一番広いと想定されております。 県では、このような避難困難区域における津波避難タワー、漂流物対策施設設置の整備を進めており、避難タワーについては今年度、船川港湾事務所前の港湾施設用地への設置に向け、7月末までに実施設計を完了し、今年度中に着工する予定であると伺っております。

また、漂流物対策施設については、計画区域である秋田プライウッド男鹿工場から 県漁協船川総括支所を経由した芦沢地区までのエリアのうち、秋田プライウッド側を 起点とするおよそ400メートルの区間についても着工を予定していると伺っており ます。

いずれの施設においても住民・港湾労働者等の生命と財産を守り、また、津波漂流物を捕捉し減災を図るため、国・県に引き続き施設機能の確保、船川港港湾整備の促進について、働きかけてまいります。

次に、海の釣り堀の考え方についてであります。

昨年7月にオガーレがオープンし、JR男鹿駅が移転新築して以来、周辺エリアはにぎわいが増し、集客力が高まっているところであります。また、港湾内では、オガーレから近い地点を発着場所として観光遊覧船が運航を開始するなど、水辺に親しむ空間としての魅力も高まりつつあります。家族連れでも気軽に釣りを楽しめる釣り堀などの海釣り施設の整備は、海洋性レクリエーションに対する需要を呼び込み、オガーレ周辺エリアにさらなるにぎわいを創出する上で効果的であると認識しております。

しかしながら、海釣り施設の整備に当たっては、港湾計画との整合性や漁業関係者 との調整などに加え、安全の確保や必要となる施設の整備などの課題について検討を 進める必要があります。

市としましては、県と連携した上で、他の地域での整備事例を参考にしながら、整備の可能性について検討してまいります。

ご質問の第4点は、国定公園整備協議会の必要性についてであります。

国定公園は、自然公園法に基づき、県がその保護及び適正な利用の推進を図るため、公園計画を定めて管理しております。

公園内で自然を保護するための規制については、管理者である県の判断により運用 しており、市では、その範囲内において樹木の伐採や草刈りなどを行い、景観の維持 に努めております。

市としましては、今後とも公園内の自然保護に関する規制や公園計画の変更について取り扱う場合は、さまざまな団体等の意見をお聞きし、県と協議をしながら対応してまいります。

なお、現在、国定公園の大幅な見直しを伴うようなご提言などはいただいていない ことから、協議会等の設置は考えていないものであります。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝君) 再質問、10番。
- ○10番(佐藤誠君) ご答弁ありがとうございました。それでは、少しずつやっていきたいと思います。

今回、縦覧ということで市の方に縦覧ということで提示されていたものがあるんですけども、例えばこの二つの事業と私言いました。これで、秋田中央海域、これは南の方ですね、潟上です。それからもう一つは、秋田洋上風力、こちらは北部の方です。ところが、これらの地域が、じゃあ海の中のどこなんだろうかということで、ちゃんと図解されたものを見ると、この南の方、まず南の方、潟上沖なんだけども、一番男鹿に迫っているのは、潟上からは大体、私のスケールで測ったので自衛隊みたいなもんかもしれませんけど、私のスケールで測ると潟上から十二、三キロ、だけども鵜ノ崎からは5キロ、いわゆる国定公園の外れからは5キロです。そこが端っこです。潟上から遠くて男鹿から近いんです。これを、じゃあ男鹿の地先と考えるのか、潟上の地先と考えるのか、事業は潟上の方で出したかもしれませんけども、これを男鹿市がこのまま放っておいて、放っといてというか、これをどう考えるかというのは非常に重要なことではないかと。だって男鹿市の方が近く見えるんですよ。

それから、北部の方、先ほど野石の北の方って言いましたけども、私の方にあった 資料を見ますと、北部の方はずっと線引きだけなんでしょうけど、北浦の一番外れ は、男鹿温泉過ぎて野村の北あたりまできます。そうすると、野村の北あたりから は、これもスケールで測りましたけど、それはやっぱり5キロぐらいで抑えられてい ます。ところが、例えば浜間口とかああいうところもまだ二種とか三種とかの指定区 域があるはずなんですけど、ああいうところからは5キロ離れてないんですね。2. 6キロとかそのぐらいしか離れてないです。あくまで私のスケールですけど。こうい うところの整合性が何もとれてないような計画に対して、市が何として考えているのかなということを思います。まず、この地域のことについて、どう把握しているのかもう一度伺いたいと思います。

# ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) 現在、各事業者から示されております事業予定海域に つきましては、あくまでも各事業者がコスト、事業計画の中で構想として描いている ものというふうに認識しております。実際に事業化になるまでには、環境アセスの手 続が必要となっておりますので、その確定する段階で市としての意見を申し述べてい くということでございます。あくまで現在、環境アセスの入口、戦略部分であるとい うふうに認識しております。

### ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) それは各事業者のそうかもしれませんけど、でも、市の考え方 としては、市長の意見もそうですけども、こういう事業は非常に有効だと、前向きに どうも検討されていきたい方向性みたいだと思いますけども、しかしながら考えてみ てください。鵜ノ崎までくるということは、この辺みんな立つんですよ。船川の町見 ても、脇本の町見ても、船越から見てもずっと見えるんです。それから、北浦の方 だってずっと見えるんですよ。それで、今、うわさの、話題の雲昌寺、海を見たら見 えるんですよ、あじさいの向こうに。そういうような風景になるんじゃないですか。 私は、5月の連休のとき、市長と会いました。あの日、私は市長の家の前通ったら、 市長は一生懸命草刈りしてました。私はかみさんと2人乗ってて、何しにいったかと いうと寒風山に行きました。この話聞いて、寒風山から見て世界三景とまでうたって いるあそこに行きました。どうやって見えるんだろうか。ここまでくると、どうやっ て見えるんだろうか、そういうことを検討しなきゃいけないんじゃないでしょうか。 やはり私思うには、男鹿市が国定公園、片や、これも国策かもしれませんけど、国定 公園というそういう名前がついてて、そこでじゃあどう男鹿市はどういくのか、エネ ルギー基地としていくのか、国定公園でいくのか、そして心配されている漁業への影 響とか、そういうものを捨てて、30年かわかりませんけども、もう漁業を捨ててい くのか、いろんな形を思うと、これはこのまま進めていいものかどうかというもの

は、市民にもっと明らかにしないといけない問題だと思いますが、それともう一つ言いますけども、やはりここにこういうものが立つと、船越の観光案内所に4基立っただけで、あんなに船越の町が500世帯も大森山からの電波障害でテレビ映らなくなってアンテナ直しました。考えてみたら、こんなあれより大きい羽根の高さのあるやつがたくさん並んだ場合に、多分、脇本、船越、船川も全部もう相当な電波障害が起きるだろうということも考えられます。そこまで考えて進めようとしているんでしょうか、伺いたいと思います。

### ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

各事業者の、いわゆる事業想定につきましては、今後その海域、それから事業規模、そして風車の大きさ等が決まらないと、その検討に入るのはなかなか難しいのかなと思っております。当然男鹿市としましては、その景観に関すること、それから地域住民の生活環境への影響が懸念されております。そのための環境影響調査、まず配慮書によって状況の把握が行われるものと思われますけども、そのことに関しての意見を申し述べていくと。さらに市民の意見を求めていくということになろうかと思います。

また、この沖合いの洋上風力につきましては、漁業者にとっても北欧等では、逆に漁獲に関するメリットがあるということもあったり、また、景観に関しても、いわゆる人工物が整然と並ぶ姿が観光客を呼ぶというような、こちらの自然環境に関しては真逆の評価ですけども、そういう評価も確かにあるということがあります。こういうことについては、計画が目に見える形、いわゆる事業者がこういう形になりますよということで提案されたときこそ、そういう具体的な検討を進めていくことが必要なのではないかなと思っております。

## ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) 事業者が決まらないと何ともいえないというような答弁だと思いますけれども、しかしながら、しかしながらですよ、協議会もまだ何も設置してない、これから協議会が決まる、協議会、海域が決まってから云々という話が、協議会が立ち上がるということですけど、であるならば、やはり市の方針としてはどうした

いのか、協議会にどういう意見を持っていくのか、それは前もって市の方で統一して いないといけないし、それは市長自身の考え方だろうし、男鹿市として、議会も含め てですよ、市民にあらかじめこれは、こうきたらどこまでどうしたらいいのか、それ をまとめておかないといけないんじゃないでしょうか。急に来て、どんどんその協議 会が進んでしまって、何も検討する時間がなければ、そのまま進んでしまうのがこう いう事業の内容じゃないかなと、そう進んでしまう恐れがないかということを思いま す。ですから、市の考え方として、国定公園を生かしていくんだったらやめたらい いんですよ。逆に風力発電を呼び込もうとするんだったらやればいいんですよ。それ で漁業も、魚がふえるかふえないかというの、ふえる例もあるかもしれませんけど、 じゃあハタハタくるかと、サケが今まできたとこさ、その電磁波とか音波のそういう ところを通って同じところに帰ってこれるか。魚はふえるかもしれませんよ、ほかの 種類がふえるかもしれませんけど。じゃあそういうところを、どうこれから男鹿市が いったらいくのかということを決める重要な案件だと思うんです、私はこれは。だか らこれをもっとみんな公にしないといけないし、みんなでこれ、市民で討議し、議論 し合わないといけないことじゃないかなと思います。これが私の思いですけど、固定 資産税も、先ほどの市長の答弁では、固定資産入るというようなこともおっしゃって いましたけど、それは先ほどは何かまだ未定だということなので、それもまたはっき りしてない、特にそのメリットっても事業者のメリットぐらいしかない、そんな中で 男鹿はこの自然環境を捨てるのかどうかをいってるんです。そういう決意なのか、そ ういう方向に男鹿を引っ張っていく船長になるのかどうかということを私は市長に聞 いてるんですけど、市長はどう思われますか。

#### 〇議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

### ○市長(菅原広二君) お答えします。

議員の意見を聞いて私も非常に勉強になってます。だけども、今、佐藤議員の言うような自然を取るか、またはその利益を取るかと、そういう極端な話では私ないと思っています。魚も獲れるし、景観もとれるし、そしてまた、洋上風力やることによってそういうメリットも受けるんだと、そういうことだと思っています。その中で何とかいいことをみんなで知恵を出してやっていけるんじゃないかなと、そう思って

ます。

漁業についても北欧の方では、いい漁場ができたと、そういう例もあるそうです。 先ほど部長も言ったように、自然と調和した人工的な美しい景観もという、そういう 人もいるようです。

それとまた、先ほど議員がおっしゃった潟上沖の方が、むしろ鵜ノ崎に近いという話をしましたけども、あれは先ほどのスケールの話で、洋上風力は沖合いに何キロも出せるわけもないですので、せいぜい私は数キロだと思います、海の深さからいって。そういうスケールからいくと、やっぱりわかりやすくするためにそういう図面を描いているのかなと、そういうことを想定しましたので、私の意見が間違っているかもしれませんけども、一応そういうことはまず、ないんじゃないかなと思います。潟上よりも鵜ノ崎の方が近いとか、北の方にいって五里合だか浜間口の方が近いとか、そういうことはないと思います。

以上です。

### ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) その範囲のことは図を見せればよくわかるので、それは市長も後で見てもらえれば、それでスケールを当ててみていただければわかると思います。私の手元にあるような資料ですけど、そういう計画が、その事業はそういう範囲をちゃんと囲っているんです。ですから、それは測ってみるとそうなります。

この点は本当に男鹿市の進む重要な道を示さないといけないと思いますし、もし、自然も生かすんであれば、固定式じゃなくて、例えば浮かしてやる方法も風力はあるはずなんですよね。そういうのを沖にやれば、それはそれでいいかもしれません。そういう方の案を逆に提案したら、そんなに男鹿市としてはいいのかもしれないなって思うし、秋田県知事のおっしゃるように洋上風力、いわゆる風力の発電に、非常に効果的ないいところだというのであるならば、ちょっと沖の方に動かしながら、浮かせながらやる方法もありますので、そういうのを提案されたらいいんじゃないかなと思います。

時間がないので、ごみの有料化にいきます。

ごみの有料化は、今議会にまた議案提案されていますけれども、私、もう一度 ちょっとはっきり、いつまでにこの500グラムを目標に定めているというの、 ちょっとわかりづらかったので、もう一回だけそこだけ教えてください。

○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

家庭系ごみの排出量の目標値でございますが、一般廃棄物ごみ処理基本計画におきまして、これは平成28年度から平成37年度までを計画年度としておりますが、これに掲げている数値目標であります。

もう一つございまして、男鹿市総合計画におきましても10年後のビジョンとして 同様の数値を掲げているものでございます。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 10番
- ○10番(佐藤誠君) ありがとうございました。じゃあその平成37年ということは、令和の6年ですか、そこまで達成しようと思ってたのを、途中で区切って今これまた、ここで区切りましょうというような計画を立てるわけですか。おかしくないですか。そこまで達成しようと思って計画したのを、途中でやめちゃうということなんでしょうか。それで金額設定して、もうできないとあきらめてそうしたということですか。
- ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

市では、この目標達成におきまして、今まで分別の徹底とかいろいろ事業を行っておりましたが、さらに加えまして、この目標を達成するために、さらにまたこのごみの有料化に向けて検討しているということでございます。あくまでもこの1日、現在は500グラムを達成するための方策でございます。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 10番
- ○10番(佐藤誠君) 500グラムを達成するために、目標を達成するために処分料 を負担してもらいたいと、そういうふうにすると市民もごみを減らすだろうというよ うな、データも出ているだろうから、そうしてやるという方針なんでしょうけど、で

も、結局は排出の抑制をしないといけないということですよ。目的は排出抑制をいかにするかなんです。それを別にごみ袋値上げしなくてもできる方法を考えられないですか。これしかなかったんですか。例えば、なぜ今までこういう手数料、いくらになるとかっていう手数料の提案しなかったんでしょうか。これこのままでいくといくらなるよと、10枚で450円プラスされるよというのが、なぜ今までいわれなかったのか、そういうことをすれば、そういうことを先に広報してれば、みんなで市民も、じゃあこれ大変だから、みんなで頑張ろうというそういう気持ちになるのに、なぜそれやらないで今急にこうしてやるって言ってるんですか。

### ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

先ほど市長答弁でもございましたように、このごみの有料化につきましては、目的といたしまして家庭系ごみの減量を図るということが一つでございます。今現在は、ごみ処理手数料、負担が目に見える形で市民も確認できないということで、ごみの減量化を周知いたしましても、やはり自分事のように考える動機づけがなされていなかったと考えます。現にこの案が示されたときに、市民の方では、今後高くなるので、じゃあごみの減量化をしなければいけないという声が多数の方面から聞こえてきております。やった結果、ごみが半分になったという例も伺っております。これら動機づけのために今後また周知図ってまいりますけれども、この計画につきましては、前の行政改革のときにもうたっておりまして、3年前から一応この計画ございます。今まで減量化ではなく、市民の周知等にも努めてまいりましたけれども、この家庭系ごみに対する意識の向上を図るという意味でこの減量化を進めたいというものでございます。

以上です。

### ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) それにしてもですよ、それで意識は高まるのかもしれませんけど、まず、きょうも佐藤巳次郎議員も、じゃあ袋代入れて何ぼなるんだっていう話を一生懸命されていましたけども、結局、多分県内一高くなるんじゃないでしょうかね。680円ぐらいなると。秋田市が袋代プラス450円ですよ、10枚で。能代市

は10枚で400円ですよ。10枚単位でいうと、横手市は315円かな。湯沢市が 333円、由利本荘市が300円、大仙市が400円、潟上市で300円くらいか な。五城目町で400円、八郎潟町で500円、大潟村でも500円ぐらい。せば男 鹿市は六百何ぼなんですよ。これをこのまま提示するっていう考え方が私はよくわか りません。ほかのところは一生懸命頑張って、ごみ処理手数料を取って値段こうして 抑えて袋つけてやってるのに、男鹿市がこのままで提案できるっていうのは、議会何 やってるんだってそれこそ言われると私は思います。何もこの検討してない、いわゆ るだから私が最初言ったように、あきらめたのかって、市民はあとこれでいいです と、市民はあとこれ以上ごみは減らせませんといったのかどうかということです。こ れで値段つけて見積ってください。せば六百何ぼでいいですよって、そうなるのが当 たり前であって、市民が何も言ってないのに何ぼ何ぼって出して、その説明会やる なんていうのはもってのほかであって、この辺の考え方、話のもっていき方、すごい 難儀しないために言ってるんですけど、やっぱり市民も一生懸命ごみを減らそうとし ている人もいるんですよ。いるし、一生懸命市のほうもやってるんだけども、この出 し方はこのままだとうまくいかないんじゃないかなと思って心配して言ってるんで す。この一番袋の値段高くなるんじゃないかというような、私ざっと調べただけなん でよくわかりませんけど、どの辺のレベルになってくるんですか。私の調べた数字で いいもんですか。

### ○議長(吉田清孝君) 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

#### ○市民福祉部長(山田政信君) お答えいたします。

ごみ袋の販売価格でございますけども、先ほどご答弁いたしましたように190円から175円ぐらいのところで販売されております。190円だとすると450円がプラスになりますので640円ぐらいになるということで、秋田市に比べても、秋田市も料金確定はしていませんけども、店によって違いますけれども、比較すると若干高いのかなという感じはいたします。秋田市は流通の袋の数とかにもよって、この製造価格が抑えられているという部分もございますが、また、周辺他市におきましては、この加算方式ではなく、市の方で袋を購入し、証紙方式という方式をとっております。要は袋の値段が幾らとか、手数料が幾らという区分がないという状況なりま

す。ですから、はっきりした明確なものは示されない、入札価格にもよりますし、流通の経費にもよりますので、はっきりとしたものがわからないけれども一律10枚で500円とかで販売していると。この方法につきましては、素案は示しておりますけれども、素案でもう確定というわけではございませんので、議員の皆様の意見並びに住民説明会での意見を十分精査いたしまして、基本計画の策定に漏れるものは取り込んでまいりたいと考えております。

また、ごみの減量化につきましては、昨今、プラスチックごみの抑制とか食品ロスの法案ができるとか、全国的にこのごみ減量化に向けては一致団結して行わなければならない課題となっております。市としても全県一排出量が高いというものを何とか脱却していきたいということでの提案でございますので、よろしくお願いいたします。

## ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) ありがとうございました。これから議会とも、また、市民とも話し合って、より納得する方向で、そしてまた、みんなでごみを少なくする方向でということで何とか考えて、一緒に汗していきましょうということです。

では、ごみの問題はその辺にしておいて、次はオガーレの件ですか。オガーレ、市が株主になっていますが、株主に報告があるのが普通だと思うんだけども、中間決算などあったのかということとか、なかなかそれを公表できない理由は何なのか、市民は知らなくていいのか、知らせなくていいのか、知りたいと言われたら何として答えるのか、その辺について、ただその売り上げとレジ通過者のやつだけ報告ありますけど、結局は間に合ってるのか間に合ってないのか、プラスなのかマイナスなのか、黒字なってるのか赤字なってるのか、その辺だけでも市民は知りたいと思うし、結局は自分たちが頑張って賛成してお金かけてつくったんだったら、何とかみんなで盛り上げないといけないんだけども、大丈夫そうだなって、だったら別に行かなくていいやと思う人もいるだろうし、流行ってるよということで行く人もいるかもしれないけども、逆に今度、いやちょっと、自分たちの店なんだけど、ちょっと今月売り上げあんまり伸びねどやっていう話だったら、じゃあ応援に行くかっていう人も出てくるかもしれない。市民は、いろんな人がいるわけですけど、やっぱり自分たちが出したお金であれば、市民も自分たちで出したと思ってるんです。出したと思ってるんです。だ

から自分たちの施設だと思ってるんです。だから知りたい。だから私に何回も続けて本当に聞かれました。それに対して私何として答えたらいいのかわからないから今聞いてるんです。間に合ってるどやって、何ぼがプラスなってるどやと、言葉でもほしいんですけど、そういうのはいただけないでしょうか。

### ○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

## ○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) お答えいたします。

オガーレにつきましては、議員も御存じのとおり民間会社という形で設立をいたしております。市も一番の大株主というわけではございませんが、私も取締役として役員に参加させていただいております。その中で毎月の取締役会、昨年度は行っておりまして、毎月の決算状況についてご報告は受けているものであります。

会社につきましては、設立2年経ちましたけども、設立当初はやっぱり準備期間が必要ですので、その間の運転資金、設備投資等かかっておりますので、会社といたしましては3カ年目で黒字を目指すというような方針を立てております。実質昨年1年目ですけども、残念ながら利益そのものについてはマイナスでありましたけども、計画よりは大幅に利益が上がっているという状況でございました。これも市民の皆様のご利用や観光客の皆様から、魚を売っているということで、やっぱりほかの道の駅とは違うという差別化が図られたと。それと、観光客の入り込みが、駅舎も移転いたしましたし、ユネスコ登録もございました。そういう面で男鹿に目が向いていることで、目的地型の道の駅ということでご来場いただいております。

今年度におきましては、いきなり黒字化なるかわかりませんけども、当初、昨年 7月のオープンでしたので、4、5、6 と 3 カ月営業期間がふえます。その中で昨年よりは利益を上げていこうということで、昨年、直売所だけで 2 億 7 , 0 0 0 万ほどの計画を立てておりましたけども、ことしは 3 億を目指していくと。そのためには出品者がふえていかないと売り物がないというような部分もございます。

会社の経営につきましては、詳細につきましては民間会社ですので、こういう一般質問の場で詳細についてご報告するというのはそぐわないということですので、会社に問い合わせしたところ、もしお聞きになりたいのであれば訪れていただければお知らせいたしますというような形で伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

# ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) いや、部長、その言葉だけで私は十分です。まず、頑張っているんだと。それで、ちょっと1年目はこういうとこだったけど、今頑張って、3年目に黒字を目指して頑張っているんだと、だから市民の皆さん応援します。それでいいと思いますよ。そういうふうにしてみんなの応援もらって、みんなの店なんだから、自分たちお金出したんだから、そういうふうに育てていかないといけないと思います。

それでは、そこはいいとして、津波避難タワー、これも、この件が何で今まで我々に教えられてこなかったのか、なんともう、7月にはあともう実施設計、7月末に実施設計まできてると。来月ですよ。議会に何もなくて、市民がみんなで建てたオガーレの前にぼんとできる、その辺にできるっては聞いてたけども、それでもう1年も経てばできるんでしょう、これ多分。そういうことが何で議会に何も報告なく、これ、で、あそこさできるのって逆に思うんですけど、県の方では何もこれせば、いつどのようにして、市の方にちゃんときてたもんですか。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) お答えいたします。

県の方では、先ほどの市長答弁にもございましたとおり、堤防高さが県内で唯一低い部分が男鹿市にあるということで、その事業計画については地元住民等も交えまして説明会等々も行っております。

津波避難タワーの計画につきましては、市長も以前話していると思いますが、補助制度の変更によりまして事業が少し延びているというような報告もさせていただいているところでございます。実施主体が県事業でありまして、その進みぐあいについては、その都度、当然建設時点におきましては市の方にも連絡いただけると考えておりますけれども、まだ設計段階において具体的に決まっていないものについては、なかなか情報が出てこないというのが現実でございますので、船川港湾事務所を通しまして県と密接に連携しながら情報が入り次第、議会の方にはお示ししてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) まず、あまり部長にも迷惑かけたくないんですけど、私は全部見てるので、完成図まで見てるので、見てるんですけど、それが明らかにされないのはなぜなんだろうかって思います。最近、ついでにちょっと関連なんですけど、そういう県事業、それから水産振興センターのオープンのときもそうです。なぜああいう県の事業とかが男鹿市議会に何もないのか、案内もなく、私は産業建設委員ですけど、私らにもないし、地元にも何もない、それから、産業建設の委員長にいったら、委員長に案内ありましたかって、委員長にもない、議長にもない、何だこれと思います。なぜそういうのが、あとなくなってしまったのか、それ、ちょっとついでなんですけど、この事業のついでなんですけど、県事業ってそういうものになってきたのかなと、お知らせください。

### ○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) 避難タワーのことについては、私は口頭で何回も言ってるつもりです。それでいいのかな、県事業のことであったからね、委員会とかで聞かれれば、その都度答えたんでしょうけども、そして、月曜日の日、この月曜日の日、県で私に説明に来ました。正式に決まりましたと。図面を持って、こういうふうにやりますからということで、私はその程度でいいと思っていたんです。

それから、水産振興センターとかいろんなことについては、県で決めることであって、私はね、市役所の担当の委員長呼んでくれとか、そういうことやっぱり言いにくいすよな。市長しか招待出てきてねすもんな。あっちからは。そういうことです。

それから、終わったことをいうのはうまくないんでしょうけども、さっきのオガーレのこと、やっぱり根幹的なことが大事なことなので、議員が言ったように、あれは市民の店だと、そういうみんなが自分たちの店なんだって気持ちがないと発展していかない。この前、魚屋の網元と仲買やっている人に話を聞いて、オガーレできたことによって、あなた方今までの取引先に迷惑かけてないかって話をしたら、彼は一切迷惑かかってないと。オガーレに出すのは1箱、2箱だっていうんですよ。それで、私何を言いたいかというと、今まで1箱、2箱しか獲れない漁師が、しかも魚種とか魚体が揃ってなくて売り物にならなかった漁師方があそこに並べていければ売れると、そういうことだと思っています。だからもっとね、そういう出品者をふやすと。特に

漁業者にだけじゃなくて、農家にそういうのを、露地栽培とかね小さくやってる母さん方にいっぱい出してもらえれば非常にありがたいんです。そのことによって農業全体、漁業全体のいろんなまた展開が出てくると思っています。それを起爆剤にしてね。だから何とか、議員の皆さんからも、何とかオガーレがはやるようにやってもらいたい。

そしてまたもう一つ、役人の立場では民間の企業のことだからって言いますけども、私はあれだけの選挙の争点になってやってきたことなんだから、オガーレがだめなれば市長がだめだっていわれるに決まってますよ。だから私はふだんから言ってるように、民間だろうが公的な存在だと。人が困っていることに商売というのはあると、人を喜ばせることが商売だと、特にオガーレについては、極めて公的な存在の近い会社ですよね、企業ですよね。だから、農業、漁業だけじゃなくて、観光だけじゃなくて、すべての産業に影響を及ぼすんだから、私は皆さんがそういう情報を知りたければ、ばんばん聞いてくれればいいし、議会の場はふさわしくないと思いますけども、そういう情報はいくらでもとれることですから、皆さんに関心持ってもらうことが非常にありがたいです。いろんなことを話していけるのでいいと思ってます。

### ○議長(吉田清孝君) 10番

○10番(佐藤誠君) ちょっとすみません、ちょっと戻る形なんですけど、一つ質問したいと思いますけども、男鹿駅の周辺整備事業としてJR用地を購入する際のJR施設の移転補償という件、こういう件がこの間、議会の中には示されましたけど、初めてその移転補償という話も聞きました。そういうことも補償料もまだ何も多分何も決まってないのかなと思ったんだけども、こういうふうなまだちゃんと決まってないのに、そしてまたJRとはまだ協議中だと、協議中だと、いろんなその移転のこととか、払い下げのこととか、協議中だと、はっきり言ったら何ぼで買うのか、それ折り合わなければ買わないかもしれない、買えないかもしれない。協議中なのに、何でまだこれ予算上げているのか、こういうなぜもう既に予算が上がってきているのか、その辺はどう考えられますか。

#### ○議長(吉田清孝君) 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長(柏崎潤一君) お答えします。

これまでもお話してきたように、今、交渉中でございます。当然男鹿市が構想する 男鹿駅前の整備に係る土地を購入するための交渉でございます。必要な範囲、それから支障となる物件について、どの範囲であるのかを詳細に調査するための測量設計の 予算が今回上がっております。当然交渉に入る段階で土地の値段、それから土地にある支障物件の移転補償分、そういうのを構想に基づいて調査して交渉に望むというために必要な予算だということで上がっております。

以上です。

### ○議長(吉田清孝君) 1 0 番

○10番(佐藤誠君) これは今議会でも米谷議員もちょっと聞いてましたので、この辺はまだまだちょっとしっかりと議論しなきゃいけない内容ではないかなと思います。何かはっきりしない中でどんどん進めていくという手法、これは、こういう手法だけやられると、本当にやはりこの議会をやっぱり非常に軽視してるんじゃないかなという感じがしますので、きっちりとした形でですね進めていっていただきたいと思うし、これはまずまた後で議論する場があると思いますので、これはこれにしたいと思います。

オガーレ付近の海の釣り堀の考え方について、市長も前向きにというところがあると思います。新聞に、確か6月12日ぐらいの新聞には、杉本県議の一般質問でも何かオガーレ付近に海浜の釣り公園ということを質問されて、知事の答弁の方も市と協議しながら進めてまいりたいというような、検討していきたいというような前向きな発言だったと思います。ぜひそういうふうにして男鹿の新しい魅力ができたらいいなと思いますので検討をお願いしたいと思います。

最後、国定公園の整備協議会の必要性について、これは考えていないとおっしゃっていましたが、何分例えばですよ、先ほど藤原部長がおっしゃっていましたけど、風力発電の立っている場所が二種とか三種とかという話云々と言ってましたけども、そういうところを協議するのも、じゃあ誰がやってるんですかね。やはりそういう協議会があって初めて使い方をオッケーとか何とかってできるもんじゃないでしょうか。やはり今まで男鹿市のいろんなこの国定公園問題にかかわるいろんなその、たった草刈りするだけでも文句言われたりいろいろしてきたその根幹は、こういうことをしっかりやってないからだと思います。きっちりこの協議会をつくって、市も参加して、

県も参加して、いろいろ意見ある保護団体も参加して、みんなでじゃあこうしましょうって決めたら誰文句言いますか。そういうことをやらないで、みんな逃げてきたじゃないですか、今まで。触らなかったじゃないですか、はれものに触るような感じで。だからだめなんじゃないでしょうかね。私はこの必要性は、本当にあると思いますし、これではっきり、もしこういうのをつくったら、やっぱり市のはっきりした、これは市が主導してやらないといけないんです。市が主導して、やっていただきたいと私は思いますので、ぜひこういうのをつくっていくように前向きに考えていただきたいと思いますが、最後にもう一度考え方を伺いたいと思います。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) お答えいたします。

市長答弁の繰り返しになりますけれども、国定公園内の自然公園につきましては、 県がその保護、適切な利用の推進を図るため、公園計画を定めて管理しているもので ございます。具体的な計画が立ち上がった場合には、当然市も県と協議をいたしまし て各団体からご意見をちょうだいしながら協議を進めていくというふうにお答えして おります。従前、前に市長がお答えしておりましたけども、具体的な例えばエリアを 定めて、ここをこういう形で活用したいとか、法を越えて、法を越えてというか規制 を越えてやりたいというようなものができ上がった場合には、また見直し等について 市の方も協議会等の設置について考えていくという形でありますけども、現在のとこ ろそのような動きはないということで県の方の公園管理計画に基づきまして管理をし ているという状況であります。

ただ、草刈り等につきましては、昨今、県の方も大分力を入れてくれまして、有料 道路等について10パーセント程度につきましては、許可なく刈り取りができるとい うような形とか、そういうもので運営しておりますので、以前のようなトラブルにつ いてはなくなっているものと認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田清孝君) 10番佐藤誠君の質問を終結いたします。
- ○10番(佐藤誠君) ありがとうございました。
- ○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日20日、午前10時より本会議を再開し、議案に対する質疑を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時39分 散 会